

第2四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第2四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(E03615)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【生産、受注及び販売の状況】	6
2 【事業等のリスク】	6
3 【経営上の重要な契約等】	6
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	7
第3 【設備の状況】	31
第4 【提出会社の状況】	32
1 【株式等の状況】	32
(1) 【株式の総数等】	32
【株式の総数】	32
【発行済株式】	33
(2) 【新株予約権等の状況】	35
(3) 【ライツプランの内容】	39
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	39
(5) 【大株主の状況】	40
(6) 【議決権の状況】	42
【発行済株式】	42
【自己株式等】	42
2 【株価の推移】	43
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	43
3 【役員の状況】	43
第5 【経理の状況】	44
1 【中間連結財務諸表】	45
(1) 【中間連結貸借対照表】	45
(2) 【中間連結損益計算書】	47
(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】	48
(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	51
【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	53

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】	63
【表示方法の変更】	64
【追加情報】	65
【注記事項】	69
【事業の種類別セグメント情報】	107
【所在地別セグメント情報】	108
【海外経常収益】	110
2 【その他】	121
3 【中間財務諸表】	123
(1) 【中間貸借対照表】	123
(2) 【中間損益計算書】	124
(3) 【中間株主資本等変動計算書】	125
【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	127
【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】	129
【表示方法の変更】	129
【追加情報】	130
【注記事項】	131
4 【その他】	134
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	135
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月27日
【四半期会計期間】	第8期第2四半期（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）
【会社名】	株式会社みずほフィナンシャルグループ
【英訳名】	Mizuho Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 塚本 隆史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
【電話番号】	東京 03(5224)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	主計部長 山田 達也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
【電話番号】	東京 03(5224)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	主計部長 山田 達也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成19年度	平成20年度
		中間連結会計期間 (自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	中間連結会計期間 (自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	中間連結会計期間 (自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	中間連結会計期間 (自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)	中間連結会計期間 (自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)
連結経常収益	百万円	2,256,140	1,903,592	1,485,032	4,523,510	3,514,428
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	399,184	56,788	103,789	397,120	395,131
連結中間純利益	百万円	327,061	94,577	87,806	-	-
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円	-	-	-	311,224	588,814
連結純資産額	百万円	6,226,971	4,968,143	5,605,965	5,694,159	4,186,606
連結総資産額	百万円	151,711,905	153,222,014	155,857,870	154,412,105	152,723,070
1株当たり純資産額	円	321,328.20	211,407.06	175.05	254,722.01	104.38
1株当たり中間純利益金額	円	28,272.51	8,373.41	6.89	-	-
1株当たり当期純利益金額 (は1株当たり当期純損失金額)	円	-	-	-	25,370.25	54.14
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	25,804.83	7,078.95	6.17	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	-	-	24,640.00	-
自己資本比率	%	3.0	2.1	2.1	2.5	1.3
連結自己資本比率 (第一基準)	%	11.80	11.45	12.92	11.70	10.55
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	511,678	40,782	7,339,605	170,714	573,765
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	313,647	786,674	8,476,394	1,118,704	2,408,207
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	528,627	403,331	301,518	85,087	32,972
現金及び現金同等物の中間 期末残高	百万円	2,363,820	2,397,928	4,338,302	-	-
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	-	-	-	2,055,793	5,048,671
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	49,824 [19,927]	51,429 [19,409]	58,154 [20,189]	49,114 [19,805]	50,191 [18,988]

(注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、平成20年度は1株当たり当期純損失であることから、記載しておりません。

4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出してしております。

5. 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出してしております。当社は、第一基準を採用しております。

6. 平成20年度中間連結会計期間及び平成21年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
7. 当社は、すべての株主及び端株主に対して端数等無償割当てを行うことを平成20年6月26日の定時株主総会において決議し、平成21年1月4日に実施しております。
- 当該端数等無償割当てに伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

(参考)

		平成19年度 中間連結会計期間	平成20年度 中間連結会計期間	平成19年度
		(自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	321.32	211.40	254.72
1株当たり中間純利益金額	円	28.27	8.37	-
1株当たり当期純利益金額	円	-	-	25.37
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	25.80	7.07	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	-	-	24.64

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成20年3月	平成21年3月
営業収益	百万円	604,926	426,950	19,607	806,519	442,701
経常利益	百万円	588,255	411,268	3,048	772,635	411,961
中間(当期)純利益	百万円	626,454	454,600	3,093	811,002	378,815
資本金	百万円	1,540,965	1,540,965	1,805,565	1,540,965	1,540,965
発行済株式総数	株	普通株式 11,396,254.66	普通株式 11,178,846.66	普通株式 15,181,366,260	普通株式 11,396,254.66	普通株式 11,178,940,660
		優先株式 980,430	優先株式 951,442	優先株式 951,442,000	優先株式 980,430	優先株式 951,442,000
純資産額	百万円	3,328,419	3,683,398	4,010,853	3,512,845	3,608,611
総資産額	百万円	4,623,615	4,550,820	5,230,489	4,658,922	4,552,741
1株当たり配当額	円	普通株式 -	普通株式 -	普通株式 -	普通株式 10,000	普通株式 10
		第十一回第十一種 優先株式 -	第十一回第十一種 優先株式 -	第十一回第十一種 優先株式 -	第十一回第十一種 優先株式 20,000	第十一回第十一種 優先株式 20
		第十三回第十三種 優先株式 -	第十三回第十三種 優先株式 -	第十三回第十三種 優先株式 -	第十三回第十三種 優先株式 30,000	第十三回第十三種 優先株式 30
自己資本比率	%	71.98	80.93	76.65	75.40	79.23
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	258 [30]	268 [32]	299 [32]	265 [31]	283 [32]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 平成20年9月及び平成21年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

3. 当社は、すべての株主及び端株主に対して端数等無償割当てを行うことを平成20年6月26日の定時株主総会において決議し、平成21年1月4日に実施しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、「みずほフィナンシャルグループ」（当社及び当社の関係会社。以下、当社グループ）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

- (1) 当第2四半期連結会計期間において、当社の関連会社から子会社に変更となった会社はありません。
- (2) 当第2四半期連結会計期間において、当社の子会社から関連会社に変更となった会社はありません。
- (3) 当第2四半期連結会計期間において、当社の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。
Tigris CDO 2007-1, Ltd.
- (4) 当第2四半期連結会計期間において、新たに当社の関係会社となった会社はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	58,154 [20,189]
---------	--------------------

- (注) 1. 従業員数は、連結会社各社において、それぞれ社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。また、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員20,077人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員（各月末人員の平均）を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	299 [32]
---------	-------------

- (注) 1. 従業員数は、社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。また、執行役員4人、嘱託及び臨時従業員31人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員（各月末人員の平均）を外書きで記載しております。
3. 当社の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当社に在籍する組合員数（他社への出向者を含む）は200人であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性から該当する情報がないため、記載していません。

2【事業等のリスク】

平成21年6月29日付で提出した有価証券報告書における「事業等のリスク」に記載の通りであり、変更すべき事項はございません。

3【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

平成22年3月期第2四半期累計期間（平成21年4月1日～平成21年9月30日）及び第2四半期会計期間（平成21年7月1日～平成21年9月30日）における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況は以下の通りと分析しております。

なお、本項における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものであり、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

（金融経済環境）

当第2四半期連結累計期間における経済情勢を顧みますと、世界経済が引き続き深刻な状況にある中で、主要各国が協調する形で、金融システム安定化や景気回復に向けた取組を加速させた結果、株価や貿易取引量が下げ止まる等、底入れを示す兆候が一部で見られました。

米国や欧州では厳しい金融環境が続く中で景気が悪化を続けてきたものの、在庫調整の進展等を背景に下げ止まりつつあるほか、中国で景気刺激策の効果を主因に内需が回復しつつある等、総じてアジアでは景気が持ち直してあります。

また日本経済につきましても、生産活動が極めて低い水準にあることから、雇用情勢の悪化が続き失業率が過去最高水準を一旦更新する等、依然として厳しい状況にありますが、対外経済環境の改善や景気刺激策の効果により、輸出が回復し耐久財を中心に個人消費も増加した結果、当年4～6月期の実質GDP成長率が5四半期振りにプラス転換する等、景気は持ち直しつつあります。

しかしながら、失業率が高水準で推移し民間需要の回復にかなりの時間を要することが見込まれる状況のもと、世界経済は、実体経済の悪化と金融不安の高まりという悪循環に再び陥るリスクも依然として残されており、今後、持続的に回復していくかどうかは不確実な状況にあります。

当社グループにおきましては、こうした経営環境を踏まえ、財務の健全性を十分に維持しつつ、リスク管理等ガバナンスの更なる強化を図り、メリハリをつけた経営資源配分とお客さまのニーズに即した最高の金融サービスを提供することにより、収益力の一層の強化を図ることが重要な課題となっております。

（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析）

1. 総論

(1) 収益状況

連結業務純益

- ・当第2四半期連結累計期間の連結粗利益は、前年同期比878億円増加し、1兆51億円となりました。
- ・みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行3行合算ベース（以下、「銀行単体合算ベース」という。）の業務粗利益は、金利低下に伴う預金収支の低下などにより、顧客部門の収益が減少したものの、市場部門では機動的なオペレーションにより収益を確保したこと等により7,906億円となりました。経費は退職給付費用が前年同期比186億円増加したものの、全般的な経費削減に努めた結果、前年同期比42億円減少の4,523億円となりました。
- ・証券子会社2社（みずほ証券（ ）及びみずほインベスターズ証券）の連結粗利益（純営業収益）は、受入手数料の増加等に加え新光証券との合併の影響により、前年同期比1,034億円増加し、1,686億円となりました。
〔（ ）前年度第2四半期には、新光証券が当社の持分法適用会社であったため、同社実績（純営業収益552億円、経常利益2億円）は含まれておりません。〕
- ・以上の結果、連結業務純益は前年同期比420億円増加し、3,595億円となりました。

連結四半期純利益

- ・当第2四半期連結累計期間の連結四半期純利益は、前年同期比67億円減少し、878億円となりました。
- ・与信関係費用は1,617億円となり、与信費用比率（銀行単体合算ベース）は32bps（ ）と前年度同期実績69bpsに比して改善いたしました。
〔（ ）中間期与信関係費用×2/中間期末総与信残高（金融再生法開示債権ベース、銀行単体合算ベース（信託勘定を含む））。〕
- ・金融市場混乱による損益影響額は、グループ全体で約30億円の損失にとどまっております。
- ・株式関係損益は、傘下銀行でヘッジ目的で利用した株式関連デリバティブによる損失290億円を計上したものの、保有株式削減に取り組み売却益を計上した結果、202億円となりました。
- ・なお、傘下銀行で信用リスクのヘッジ目的等で利用しているデリバティブ取引に関して、信用市場の改善によって、当該ヘッジ取引に係る会計上の評価損等を768億円認識いたしました。
- ・また、平成21年5月に実施したみずほ証券と新光証券の合併に伴う当社連結の特別損益（証券子会社合併に伴い発生する負ののれん発生益等）は198億円となりました。

金利収支の状況

- ・当第2四半期連結累計期間の銀行単体合算ベースの貸出金平均残高は、前年同期比0.9兆円増加いたしました。前年度下期（平成20年10月1日～平成21年3月31日）比では、預金保険機構及び政府等向け貸出金の減少（1.1兆円）を主因に、1.3兆円減少いたしました。（平成20年度上期平均残高65.8兆円、平成20年度下期

68.0兆円、平成21年度上期66.7兆円)

- ・預貸金利回差はみずほコーポレート銀行においては前年同期比改善(+0.15%)しております。なお、みずほ銀行及びみずほコーポレート銀行の国内業務部門合算では前年同期比若干縮小(0.03%)し、1.41%となりました。
- ・また、市場部門での金利収支の増加等により、第2四半期連結累計期間の連結ベースの資金利益は、前年同期比576億円増加の5,810億円となりました。
非金利収支の状況
- ・当第2四半期連結累計期間の銀行単体合算ベースの役務取引等利益は、前年同期比103億円減少し1,360億円となりました。これは、金融市場混乱に伴う実体経済への影響が残存する状況下、法人部門のソリューション関連手数料、海外部門の役務収益及び信託の財産管理部門収益等が減少したものです。
- ・なお、個人部門の投信・年金保険関連手数料は、平成20年度下期に比して増加しております。

(2)規程ある資本政策の推進

当社グループは、昨今の金融市場混乱や世界的な景気後退等を踏まえ、経営環境の更なる悪化に備えるべく、「安定的な自己資本の充実」に力点を置いた運営を行ってきております。

具体的には中期的な課題として、Tier 比率を8%程度、「本源的資本」をTier の半分以上の水準に維持することを目指しておりますが、平成21年9月末では各々8.71%、5.37%となっております。

本源的資本の増強

- ・平成21年度上期に、本源的資本の増強を目的として、当社普通株式を発行いたしました(30億株、払込金額の総額5,292億円)。これは、更なる経営環境の悪化に備える強固かつ十分な資本余力を持つこと、ならびに将来の成長に繋がるビジネス機会の捕捉・顧客ニーズへの対応に向けた柔軟性を確保するために行ったものです。

優先出資証券を活用した資本の充実

- ・平成21年6月、8月及び9月に、当社グループの資本政策に係る機動性確保と柔軟性向上に加え、昨今の金融市場混乱を踏まえた更なる自己資本増強策として、海外特別目的子会社を通じて優先出資証券1,395億円、725億円及び250億円をそれぞれ発行いたしました。
- ・なお、平成21年6月に任意償還が可能となった優先出資証券1,760億円について、全額償還いたしました。

強制転換型優先株式の普通株式への転換

- ・平成21年度上期において、第十一回第十一種優先株式317百万株(3,176億円)の取得請求により普通株式1,002百万株が増加し、9月末の同優先株式の残高は5,942億円となりました。

当社グループは、今後とも自己資本をめぐるグローバルな議論も踏まえつつ、経営環境や財務状況等の変化に応じて、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスをとった運営により「規程ある資本政策」を推進してまいります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(図表1) 連結累計期間

	前第2四半期 連結累計期間 (自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	当第2四半期 連結累計期間 (自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	407	73,396	73,803
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,866	84,763	92,630
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,033	3,015	7,048

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の減少等により7兆3,396億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得等により8兆4,763億円の支出となり、財務活動によるキャッシュ・フローは、普通株式の発行等により3,015億円の収入となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は4兆3,383億円となりました。

(図表2) 連結会計期間

	前第2四半期 連結会計期間 (自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日)	当第2四半期 連結会計期間 (自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,986	50,287	55,273
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,734	40,351	46,086
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,088	6,035	4,947

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの主な要因は、上記の第2四半期連結累計期間における記載と同様です。

2. 経営成績の分析

(1) 損益の状況

当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間における損益状況は以下のとおりです。

(図表 3) 連結累計期間

	前第2四半期 連結累計期間 (自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	当第2四半期 連結累計期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
連結粗利益	9,173	10,051	878
資金利益	5,234	5,810	576
信託報酬	297	241	55
うち信託勘定 与信関係費用			
役務取引等利益	2,001	2,220	218
特定取引利益	529	1,979	1,449
その他業務利益	1,111	199	1,310
営業経費	6,044	6,577	532
不良債権処理額 (含:一般貸倒引当金 純繰入額)	1,562	1,907	345
株式関係損益	395	202	598
持分法による投資損益	23	14	9
その他	626	745	119
経常利益(+ + + + +)	567	1,037	470
特別損益	5	403	398
うち貸倒引当金 戻入益等	133	289	156
うち投資損失引当 金戻入益	0		0
税金等調整前四半期 純利益(+)	573	1,441	868
税金関係費用	508	8	517
少数株主損益調整前 四半期純利益 (+)	1,081	1,433	351
少数株主損益	135	555	419
四半期純利益 (+)	945	878	67
与信関係費用 (' + + ')	1,428	1,617	189
(注) 費用項目は 表記しております。			
(参考) 連結業務純益	3,174	3,595	420

* 連結業務純益 = 連結粗利益 - 経費(除く臨時処理分) + 持分法による投資損益等連結調整

連結粗利益

当第2四半期連結累計期間の連結粗利益は、当社の連結子会社であるみずほ証券と持分法適用会社であった新光証券の合併の影響もあり、前年同期比878億円増加し、1兆51億円となりました。項目ごとの収支は以下のとおりです。

(資金利益)

資金利益は、市場部門の運用収益の増加等により、前年同期比576億円増加し、5,810億円となりました。

(信託報酬)

信託報酬は、前年同期比55億円減少し、241億円となりました。

(役務取引等利益)

役務取引等利益は、証券関連業務手数料の増加等により、前年同期比218億円増加し、2,220億円となりました。

(特定取引利益・その他業務利益)

特定取引利益は、商品有価証券損益の増加等により、前年同期比1,449億円増加し、1,979億円となりました。また、その他業務利益は、主として外国為替売買損益の減少等により、前年同期比1,310億円減少し、199億円の損失となりました。

営業経費

営業経費は、退職給付費用の増加や新光証券の合併の影響等により、前年同期比532億円増加し、6,577億円となりました。

不良債権処理額(与信関係費用)

不良債権処理額(含:一般貸倒引当金繰入額)に、特別利益に計上した貸倒引当金戻入等を加算した与信関係費用は、前年同期比189億円増加し、1,617億円となりました。

株式関係損益

株式関係損益は、株式等償却の減少等により、前年同期比598億円増加し、202億円となりました。

持分法による投資損益

持分法による投資損益は、14億円の利益となりました。

その他

その他は、信用リスクのヘッジ目的等で利用しているデリバティブ取引に関して、会計上の評価損を計上したこと等により、前年同期比119億円減少し、745億円の損失となりました。

経常利益

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の経常利益は前年同期比470億円増加し、1,037億円となりました。

特別損益

特別損益は、証券子会社合併に伴い発生する負ののれん発生益等により、前年同期比398億円増加し、403億円の利益となりました。

税金等調整前四半期純利益

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の税金等調整前四半期純利益は1,441億円となり、前年同期に比べ868億円の増益となりました。

税金関係費用

税金関係費用は、8億円となりました。

少数株主損益調整前四半期純利益

少数株主損益調整前四半期純利益は、前年同期比351億円増加し、1,433億円となりました。

少数株主損益

少数株主損益(利益)は、前年同期比419億円増加し、555億円となりました。

四半期純利益

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の四半期純利益は、前年同期比67億円減少し、878億円となりました。

(図表 4) 連結会計期間

	前第2四半期 連結会計期間 (自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日)	当第2四半期 連結会計期間 (自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
連結粗利益	4,934	5,214	279
資金利益	2,699	2,999	299
信託報酬	167	136	30
うち信託勘定 与信関係費用			
役務取引等利益	1,115	1,203	87
特定取引利益	703	1,121	417
その他業務利益	247	246	494
営業経費	3,079	3,308	228
不良債権処理額 (含:一般貸倒引当金 純繰入額)	1,292	976	316
株式関係損益	651	400	1,052
持分法による投資損益	7	9	2
その他	187	149	37
経常利益(+ + + + +)	270	1,189	1,459
特別損益	208	44	252
うち貸倒引当金 戻入益等	87	118	206
うち投資損失引当 金戻入益	0		0
税金等調整前四半期 純利益(+)	479	1,233	1,712
税金関係費用	140	57	197
少数株主損益調整前 四半期純利益 (+)	338	1,176	1,514
少数株主損益	45	253	207
四半期純利益 (+)	384	922	1,307
与信関係費用 (' + + ')	1,380	857	522
(参考) 連結業務純益	1,903	1,993	89

(注) 費用項目は 表記しております。

* 連結業務純益 = 連結粗利益 - 経費(除く臨時処理分) + 持分法による投資損益等連結調整

- 参考 -

(図表 5) 損益状況 (銀行単体合算ベース)

	前第 2 四半期 累計期間 (自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	当第 2 四半期 累計期間 (自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	比較
	金額 (億円)	金額 (億円)	金額 (億円)
業務粗利益	7,656	7,906	249
資金利益	4,675	5,606	931
信託報酬	289	237	51
うち信託勘定与信関係費用			
役務取引等利益	1,463	1,360	103
特定取引利益	80	942	862
その他業務利益	1,147	240	1,388
経費 (除: 臨時処理分)	4,565	4,523	42
実質業務純益 (除: 信託勘定与信関係費用)	3,090	3,383	292
臨時損益等 (含: 一般貸倒 引当金純繰入額)	2,992	2,438	554
うち一般貸倒引当金純繰入額 + 不良債権処理額	1,729	1,442	286
うち株式関係損益	407	241	648
経常利益	98	945	847
特別損益	1,127	238	889
うち貸倒引当金戻入益等	424	273	151
四半期純利益	1,694	1,281	412

与信関係費用	1,304	1,169	135
--------	-------	-------	-----

与信関係費用 = 一般貸倒引当金純繰入額 + 不良債権処理額 + 貸倒引当金戻入益等 + 信託勘定与信関係費用

(2) セグメント情報

当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間におけるセグメント情報は以下のとおりです。

なお、詳細につきましては、「第5 経理の状況」、「1. 中間連結財務諸表」の「セグメント情報」に記載しております。

(図表6) 事業の種類別セグメント情報(経常利益の内訳) 連結累計期間

	前第2四半期 連結累計期間 (自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	当第2四半期 連結累計期間 (自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
銀行業	642	618	24
証券業	115	480	595
その他の事業	82	2	85
計	609	1,096	486
消去または全社	41	58	16
経常利益	567	1,037	470

* 各事業の主な内容は以下のとおりであります。

銀行業.....銀行業、信託業

証券業.....証券業

その他の事業...投資顧問業等

当第2四半期連結累計期間における事業の種類別セグメント情報の経常利益は、銀行業で618億円、証券業で480億円、その他の事業で2億円、相殺消去額控除後で合計1,037億円となりました。

(図表7) 事業の種類別セグメント情報(経常利益の内訳) 連結会計期間

	前第2四半期 連結会計期間 (自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日)	当第2四半期 連結会計期間 (自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
銀行業	245	1,031	1,277
証券業	100	159	260
その他の事業	38	0	39
計	307	1,190	1,498
消去または全社	37	0	38
経常利益	270	1,189	1,459

当第2四半期連結会計期間における事業の種類別セグメント情報の経常利益は、銀行業で1,031億円、証券業で159億円、その他の事業で0億円、相殺消去額控除後で合計1,189億円となりました。

(図表 8) 所在地別セグメント情報 (経常利益の内訳) 連結累計期間

	前第 2 四半期 連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	当第 2 四半期 連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	比較
	金額 (億円)	金額 (億円)	金額 (億円)
日本	588	1,372	783
米州	472	370	102
欧州	632	427	204
アジア・オセアニア	196	184	12
計	625	1,498	873
消去または全社	57	461	403
経常利益	567	1,037	470

* 「米州」には、カナダ、アメリカ等が属しております。「欧州」にはイギリス等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。

当第 2 四半期連結累計期間における所在地別セグメント情報の経常利益は、日本で1,372億円、米州で370億円、欧州で 427億円、アジア・オセアニアで184億円、相殺消去額控除後で合計1,037億円となりました。

(図表 9) 所在地別セグメント情報 (経常利益の内訳) 連結会計期間

	前第 2 四半期 連結会計期間 (自 平成20年 7 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	当第 2 四半期 連結会計期間 (自 平成21年 7 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	比較
	金額 (億円)	金額 (億円)	金額 (億円)
日本	121	924	1,045
米州	263	226	37
欧州	499	45	454
アジア・オセアニア	79	86	7
計	278	1,191	1,469
消去または全社	8	1	9
経常利益	270	1,189	1,459

当第 2 四半期連結会計期間における所在地別セグメント情報の経常利益は、日本で924億円、米州で226億円、欧州で 45億円、アジア・オセアニアで86億円、相殺消去額控除後で合計1,189億円となりました。

3. 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における財政状態のうち、主なものは以下のとおりです。

(図表10)

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当第2四半期 連結会計期間末 (平成21年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
資産の部	1,527,230	1,558,578	31,347
うち有価証券	301,736	379,384	77,648
うち貸出金	705,202	642,672	62,529
負債の部	1,485,364	1,502,519	17,154
うち預金	771,795	748,770	23,025
うち譲渡性預金	93,594	90,735	2,858
純資産の部	41,866	56,059	14,193
うち株主資本合計	25,541	30,486	4,944
うち評価・換算差額等合計	4,203	2,383	6,587
うち少数株主持分	20,516	23,166	2,650

(1) 資産の部

有価証券

(図表11)

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当第2四半期 連結会計期間末 (平成21年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
有価証券	301,736	379,384	77,648
国債	186,059	247,876	61,817
地方債	811	1,139	327
社債・短期社債	27,027	29,873	2,845
株式	31,295	34,565	3,270
その他の証券	56,542	65,930	9,387

当第2四半期連結会計期間末における有価証券は37兆9,384億円と、前年度末比7兆7,648億円増加いたしました。国債(日本国債)が6兆1,817億円増加し、その他の証券が9,387億円増加いたしました。

貸出金

(図表12)

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当第2四半期 連結会計期間末 (平成21年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
貸出金	705,202	642,672	62,529

当第2四半期連結会計期間末における貸出金は64兆2,672億円と、前年度末比6兆2,529億円減少しております。

(2) 負債の部
預金
(図表13)

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当第2四半期 連結会計期間末 (平成21年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
預金	771,795	748,770	23,025
譲渡性預金	93,594	90,735	2,858

当第2四半期連結会計期間末における預金は74兆8,770億円と、前年度末比2兆3,025億円減少しております。
また譲渡性預金は9兆735億円と前年度末比2,858億円減少しております。

(3) 純資産の部
(図表14)

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当第2四半期 連結会計期間末 (平成21年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
純資産合計	41,866	56,059	14,193
株主資本合計	25,541	30,486	4,944
資本金	15,409	18,055	2,646
資本剰余金	4,113	5,521	1,408
利益剰余金	6,080	6,960	880
自己株式	62	51	10
評価・換算差額等合計	4,203	2,383	6,587
その他有価証券評価差額金	5,195	1,164	6,359
繰延ヘッジ損益	675	697	22
土地再評価差額金	1,464	1,454	9
為替換算調整勘定	1,147	932	215
新株予約権	11	23	11
少数株主持分	20,516	23,166	2,650

当第2四半期連結会計期間末の純資産合計は5兆6,059億円となりました。主な変動は以下のとおりです。

資本金及び資本剰余金は、普通株式の発行等により、前年度末比それぞれ2,646億円及び1,408億円増加し、それぞれ1兆8,055億円及び5,521億円となりました。

その他有価証券評価差額金は、前年度末比6,359億円増加し、1,164億円となりました。

少数株主持分は、前年度末比2,650億円増加し、2兆3,166億円となりました。

4. 不良債権に関する分析（銀行単体合算ベース）

（図表15）金融再生法開示債権（銀行勘定＋信託勘定）

	前事業年度末 （平成21年3月31日）	当第2四半期 会計期間末 （平成21年9月30日）	比較
	金額（億円）	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権	3,087	2,787	300
危険債権	5,980	7,337	1,357
要管理債権	4,779	4,186	592
小計（要管理債権以下）（A）	13,847	14,312	464
正常債権	767,676	695,612	72,064
合計（B）	781,524	709,924	71,600
（A）／（B）（％）	1.77	2.01	0.24

銀行単体合算ベースの当第2四半期会計期間末の不良債権残高（要管理債権以下(A)）は、危険債権の増加により、前年度末比464億円増加し、1兆4,312億円となりました。不良債権比率は0.24ポイント悪化し、2.01%となっております。

（事業上及び財務上の対処すべき課題）

世界経済は、引き続き深刻な状況にある中、一部の経済指標で底入れを示す兆候が見られるものの、民間需要の回復にかなりの時間が見込まれる状況のもと、実体経済の悪化と金融不安の高まりという悪循環に再び陥るリスクも依然として残されており、今後、持続的に回復していくかどうかは不確実な状況にあります。

当社グループではこうした厳しい環境の中、効率性向上とリスク対応力強化に注力しつつ、お客さまのニーズに即した金融サービスを提供してまいります。このため、環境変化を踏まえて戦略の見直しを行い、安定的な経営基盤の早期確立を図ってまいります。また、「規律ある資本政策」として、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」を推進しておりますが、内外の景気低迷が長引く中、経営環境の更なる悪化に備えるべく、平成20年度下期より「安定的な自己資本の充実」に力点を置いた運営を行ってきております。また、自己資本をめぐるグローバルな議論が行われる中、金融機関が自己資本を十分に維持することの重要性は一層高まっており、着実な利益還元とあわせ、経営の重要課題として、引き続き規律ある資本政策の遂行に注力してまいります。

グループ各社は、メリハリをつけた経営資源配分により資本の有効活用を図るなど効率的な業務運営を一層進めてまいります。また各社は、それぞれの強みを活かすと同時に相互の連携も強化しながらお客さまに最高の金融サービスを提供し、収益力の増強に取り組んでまいります。併せて、金融機関としての公共性と役割期待を強く認識し、企業金融等の円滑化に一層積極的に取り組んでまいります。また、磐石な法令遵守態勢及び高度なリスク管理態勢の構築に引き続き努めることで、国内外のお客さまから、更に厚い信頼をいただけるよう注力してまいります。

〔ビジネス戦略〕

<グローバルコーポレートグループ>

みずほコーポレート銀行は、金融・経済環境の変化を踏まえつつ、コーポレートファイナンスのプロフェッショナルとしての強みを活かし、お客さまのニーズに即した最適な金融ソリューションの提供をグローバルベースで展開してまいります。具体的には、事業再編案件・クロスボーダーM&A案件への取組や、企業再生ビジネスへの取組等を強化してまいります。併せて、きめ細やかな与信管理のもと、お客さまへの円滑な資金供給に積極的に取り組んでまいります。一方、本部人員の削減など組織のスリム化や人員配置の効率化等を通じ、業務運営方法等も併せて見直してまいります。さらに、女性やナショナルスタッフなど多様な人材の活躍を一層促進する等、人材力の強化にも取り組んでまいります。また、グローバルベースでのリスク管理態勢・与信管理態勢の強化・高度化を進めてまいります。

みずほ証券と新光証券は平成21年5月に合併し、新しいみずほ証券が誕生いたしました。合併後のみずほ証券は、旧みずほ証券の持つグローバルなプラットフォームと旧新光証券の持つ全国ベースのフルライン総合証券ネットワークを結合して、強固な経営基盤を確立し、お客さまに高水準のプロダクツ・サービスを通じた最適なソリュ

ーションを提供してまいります。

また、みずほコーポレート銀行とみずほ証券は、平成21年7月より、両社の営業部門の一部につき、職員の兼職を開始しました。これにより、堅固な法令遵守体制のもと、両社の連携を一層強化・深化させ、法人のお客さまに対し、銀行・証券の高度なソリューションを提供してまいります。

<グローバルリテールグループ>

みずほ銀行は、商業銀行の原点に立ち返り、「お客さま第一」の精神に則って、「個人」と「中堅・中小企業、並びにその経営者」のお客さまとの信頼関係を深め、発展させてまいります。

個人マーケットにおきましては、マーケティングを強化し、商品・サービスのレベルアップに努めるとともに、お客さまとの接点を拡大するため、リモートチャネルの充実を図ってまいります。人材面ではフィナンシャルコンサルタントの質を高めることで、お客さまの多種多様な金融ニーズにお応えしてまいります。

法人マーケットにおきましては、きめ細やかな与信管理を行いつつ、金融機関の使命であるとの認識を持って、中堅・中小企業のお客さまへの円滑な資金供給に積極的に取り組んでまいります。また、融資・預金・決済サービスを充実させつつ、デリバティブ、MBO、事業承継等、最適なソリューションの提供に努めるとともに、厳しい経済環境下でのお客さまの事業再生支援にも、より一層積極的に取り組んでまいります。

さらに、グループ各社との連携を一層強化しグループ総合力を最大限に活用することで、多様化・高度化するお客さまのニーズにお応えしてまいります。

お客さまが安心してお取引いただけるよう、コンプライアンス・お客さま保護の徹底やセキュリティの強化につきましても、引き続き努めてまいります。

<グローバルアセット&ウェルスマネジメントグループ>

みずほ信託銀行は、「“アセット&ウェルス”マネジメントにおけるトップブランド」を目指し専門性の高い人材の育成に努めるとともに、お客さまとの接点を更に増やすため、営業員の増強を図るなどの取組を行ってまいります。また、人材交流等を通じ、みずほ銀行をはじめとするグループ各社との協働を引き続き強化し、グループ全体のお客さまに信託機能を幅広く提供してまいります。併せて、きめ細やかな与信管理のもと、お客さまへの円滑な資金供給に積極的に取り組んでまいります。

みずほプライベートウェルスマネジメントは、オーナーコンサルティング機能の一層の強化、プロフェッショナルな人材の育成により、高品質なウェルスマネジメントサービスを提供し、先駆的プレーヤーとしての地位を確立してまいります。

また、みずほ投信投資顧問とDIAMアセットマネジメントは、当社グループの資産運用ビジネスの中核を担う会社として、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

当社グループは、ブランドスローガン『Channel to Discovery』に込めた、「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」を目指し、強固な内部管理態勢のもとでビジネス戦略を着実に遂行するとともに、金融教育の支援や環境への取組といったCSR活動を推進することで、社会的責任と公共的使命を果たしつつ、企業価値の更なる向上に邁進してまいります。

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては平成20年9月30日は基礎的内部格付手法を、平成21年9月30日は先進的内部格付手法を採用しております。また、マーケット・リスク規制を導入しており、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては平成20年9月30日は粗利益配分手法を、平成21年9月30日は先進的計測手法を採用しております。

連結自己資本比率（第一基準）

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,540,965	1,805,565
	うち非累積的永久優先株（注1）	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	411,227	552,135
	利益剰余金	1,290,145	696,022
	自己株式（ ）	6,270	5,183
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	-	-
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	為替換算調整勘定	83,501	93,230
	新株予約権	-	2,307
	連結子法人等の少数株主持分	1,636,434	2,296,444
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	1,461,208	1,937,144
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	42,998
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	10,633	7,104
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（ ）	31,282	52,784
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）	4,747,084	5,151,173
	繰延税金資産の控除金額（ ）（注2）	-	-
計（A）	4,747,084	5,151,173	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 （注3）	524,000	524,000	

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	56,949	73,155
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	113,069	112,108
	一般貸倒引当金	7,052	5,697
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	2,794,412	2,542,508
	うち永久劣後債務(注4)	681,855	629,615
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注5)	2,112,557	1,912,892
	計	2,971,484	2,733,468
	うち自己資本への算入額 (B)	2,971,484	2,733,468
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
控除項目	控除項目(注6) (D)	337,319	247,069
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	7,381,249	7,637,573
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	48,689,848	44,005,570
	オフ・バランス取引等項目	10,446,785	9,781,791
	信用リスク・アセットの額 (F)	59,136,634	53,787,361
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	1,753,038	1,384,166
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	140,243	110,733
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J) / 8%) (I)	3,575,196	3,915,868
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	286,015	313,269
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た 額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて 得た額 (K)	-	-
	計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	64,464,870	59,087,396
連結自己資本比率(第一基準) = (E) / (L) × 100(%)		11.45	12.92
(参考) Tier 1 比率 = (A) / (L) × 100(%)		7.36	8.71

(注) 1. 当社の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。

- 「繰延税金資産の純額に相当する額」は平成20年9月30日現在841,048百万円、平成21年9月30日現在615,132百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は平成20年9月30日現在949,416百万円、平成21年9月30日現在1,030,234百万円であります。
- 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - 利払い義務の延期が認められるものであること

- 5 . 告示第 6 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が 5 年を超えるものに限られております。
- 6 . 告示第 8 条第 1 項第 1 号から第 6 号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第 2 号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

() 優先出資証券の概要

当社は、当社の海外特別目的会社が発行している下記の各優先出資証券を当社の「連結自己資本比率」の「基本的項目」に算入しております。

当社の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 1 Limited (以下、「MPC 1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC 1優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし
任意償還	平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	変動配当(ステップ・アップ配当なし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月の最終営業日
発行総額	1,710億円
払込日	平成14年2月14日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当社がMPC 1に対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合 当社優先株式(注2)への配当が停止された場合 当社がMPC 1に対して可処分分配可能額(注3)が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当社がMPC 1に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合
強制配当事由	ある事業年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注6)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注1)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び分配可能額制限証明書(注4)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。
分配可能額制限	当社がMPC 1に対して分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合、配当は可処分分配可能額(注3)に制限される。
配当制限	当社優先株式(注2)への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券(注6)への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当社優先株式(注2)と同格

優先出資証券の概要（つづき）

発行体	Mizuho Capital Investment (USD) 1 Limited (以下、「MCI(USD)1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MCI(USD)1優先出資証券」という。)	Mizuho Capital Investment (EUR) 1 Limited (以下、「MCI(EUR)1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MCI(EUR)1優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成28年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成23年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	当初10年間は固定配当(ただし、平成28年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	当初5年間は固定配当(ただし、平成23年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月30日及び12月30日	平成23年6月までは毎年6月30日 平成23年12月以降は毎年6月30日及び12月30日
発行総額	6億米ドル	5億ユーロ
払込日	平成18年3月13日	平成18年3月13日
配当停止条件	(強制配当停止・減額事由) 当社に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当社の可処分分配可能額(注11)が不足し、または当社優先株式(注13)への配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI(USD)1に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI(USD)1に対して配当停止通知を送付した場合	(強制配当停止・減額事由) 当社に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当社の可処分分配可能額(注12)が不足し、または当社優先株式(注13)への配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI(EUR)1に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI(EUR)1に対して配当停止通知を送付した場合
強制配当事由	ある事業年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(USD)1優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(EUR)1優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。
分配可能額制限	本MCI(USD)1優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額(注11)の範囲で支払われる。	本MCI(EUR)1優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額(注12)の範囲で支払われる。
配当制限	当社優先株式(注13)への配当が減額された場合には本MCI(USD)1優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式(注13)への配当が減額された場合には本MCI(EUR)1優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当社優先株式(注13)と同格	当社優先株式(注13)と同格

優先出資証券の概要（つづき）

発行体	Mizuho Capital Investment (JPY) 1 Limited (以下、「MCI (JPY) 1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MCI (JPY) 1優先出資証券」という。)	Mizuho Capital Investment (JPY) 2 Limited (以下、「MCI (JPY) 2」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MCI (JPY) 2優先出資証券」という。)	Mizuho Capital Investment (JPY) 3 Limited (以下、「MCI (JPY) 3」といい、以下に記載される優先出資証券Series A及びSeries Bを総称して「本MCI (JPY) 3優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成28年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成30年6月の配当支払日を初回とし、以降各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成31年6月の配当支払日を初回とし、以降各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）
配当	当初10年間は固定配当（ただし、平成28年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	当初10年間は固定配当（ただし、平成30年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	Series A 当初10年間は固定配当（ただし、平成31年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。） Series B 当初10年間は固定配当（ただし、平成31年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）
配当支払日	毎年6月30日及び12月30日	毎年6月30日及び12月30日	毎年6月30日及び12月30日
発行総額	4,000億円	2,745億円	Series A 2,495億円 Series B 535億円
払込日	平成19年1月12日	平成20年1月11日	平成20年7月11日
配当停止条件	（強制配当停止・減額事由） 当社に清算事由（注7）、更生事由（注8）、支払不能事由（注9）または公的介入（注10）が生じた場合 当社の可処分分配可能額（注14）が不足し、または当社優先株式（注13）への配当が停止もしくは減額された場合 （任意配当停止・減額事由） 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI (JPY) 1に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI (JPY) 1に対して配当停止通知を送付した場合	（強制配当停止・減額事由） 当社に清算事由（注7）、更生事由（注8）、支払不能事由（注9）または公的介入（注10）が生じた場合 当社の可処分分配可能額（注15）が不足し、または当社優先株式（注13）への配当が停止もしくは減額された場合 （任意配当停止・減額事由） 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI (JPY) 2に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI (JPY) 2に対して配当停止通知を送付した場合	（強制配当停止・減額事由） 当社に清算事由（注7）、更生事由（注8）、支払不能事由（注9）または公的介入（注10）が生じた場合 当社の可処分分配可能額（注16）が不足し、または当社優先株式（注13）への配当が停止もしくは減額された場合 （任意配当停止・減額事由） 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI (JPY) 3に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI (JPY) 3に対して配当停止通知を送付した場合

強制配当事由	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(JPY) 1 優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(JPY) 2 優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(JPY) 3 優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。
分配可能額制限	本MCI(JPY) 1 優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額（注14）の範囲で支払われる。	本MCI(JPY) 2 優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額（注15）の範囲で支払われる。	本MCI(JPY) 3 優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額（注16）の範囲で支払われる。
配当制限	当社優先株式（注13）への配当が減額された場合には本MCI(JPY) 1 優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式（注13）への配当が減額された場合には本MCI(JPY) 2 優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式（注13）への配当が減額された場合には本MCI(JPY) 3 優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当社優先株式（注13）と同格	当社優先株式（注13）と同格	当社優先株式（注13）と同格

優先出資証券の概要（つづき）

発行体	Mizuho Capital Investment (JPY) 4 Limited（以下、「MCI (JPY) 4」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MCI(JPY) 4 優先出資証券」という。）	Mizuho Capital Investment (USD) 2 Limited（以下、「MCI (USD) 2」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MCI(USD) 2 優先出資証券」という。）	Mizuho Capital Investment (JPY) 5 Limited（以下、「MCI (JPY) 5」といい、以下に記載される優先出資証券Series A、優先出資証券Series B及び優先出資証券Series Cを総称して「本MCI (JPY) 5 優先出資証券」という。）
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成27年6月の配当支払日を初回とし、以降各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成26年6月の配当支払日を初回とし、以降各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	Series A 平成26年6月の配当支払日を初回とし、以降各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要） Series B 平成27年6月の配当支払日を初回とし、以降各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要） Series C 平成27年6月の配当支払日を初回とし、以降各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）

配当	当初7年間は固定配当（ただし、平成27年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	当初5年間は固定配当（ただし、平成26年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	Series A 当初5年間は固定配当（ただし、平成26年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。） Series B 当初6年間は固定配当（ただし、平成27年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。） Series C 当初6年間は固定配当（ただし、平成27年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）
配当支払日	平成21年3月31日並びに毎年6月30日及び12月30日	毎年6月30日及び12月30日	毎年6月30日及び12月30日
発行総額	3,550億円	850百万米ドル	Series A 1,395億円 Series B 725億円 Series C 250億円
払込日	平成20年12月29日	平成21年2月27日	Series A 平成21年6月30日 Series B 平成21年8月31日 Series C 平成21年9月29日
配当停止条件	<p>（強制配当停止・減額事由） 当社に清算事由（注7）、更生事由（注8）、支払不能事由（注9）または公的介入（注10）が生じた場合 当社の可処分分配可能額（注17）が不足し、または当社優先株式（注13）への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>（任意配当停止・減額事由） 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI(JPY)4に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI(JPY)4に対して配当停止通知を送付した場合</p>	<p>（強制配当停止・減額事由） 当社に清算事由（注7）、更生事由（注8）、支払不能事由（注9）または公的介入（注10）が生じた場合 当社の可処分分配可能額（注18）が不足し、または当社優先株式（注13）への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>（任意配当停止・減額事由） 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI(USD)2に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI(USD)2に対して配当停止通知を送付した場合</p>	<p>（強制配当停止・減額事由） 当社に清算事由（注7）、更生事由（注8）、支払不能事由（注9）または公的介入（注10）が生じた場合 当社の可処分分配可能額（注19）が不足し、または当社優先株式（注13）への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>（任意配当停止・減額事由） 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI(JPY)5に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI(JPY)5に対して配当停止通知を送付した場合</p>

強制配当事由	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(JPY)4優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(USD)2優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(JPY)5優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。
分配可能額制限	本MCI(JPY)4優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額(注17)の範囲で支払われる。	本MCI(USD)2優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額(注18)の範囲で支払われる。	本MCI(JPY)5優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額(注19)の範囲で支払われる。
配当制限	当社優先株式(注13)への配当が減額された場合には本MCI(JPY)4優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式(注13)への配当が減額された場合には本MCI(USD)2優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式(注13)への配当が減額された場合には本MCI(JPY)5優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当社優先株式(注13)と同格	当社優先株式(注13)と同格	当社優先株式(注13)と同格

(注)1. 損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当社が各発行体に対して交付する証明書(ただし、損失補填事由が以下の場合には、その交付は当社の裁量による)であり、損失補填事由とは、当社につき、以下の事由が発生する場合をいう。当社によりもしくは当社に対して清算手続が開始された場合、または当社が破産した場合、もしくは当社の事業の終了を内容とする更生計画の認可がなされた場合、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、監督当局が、当社が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当社を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合、自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合、債務不履行またはその恐れのある場合、債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

2. 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当社の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3. 可処分分配可能額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から、ある事業年度において当社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、ある事業年度に当社優先株式に支払われる中間配当は、可処分分配可能額の計算上含まれない。)の合計額を控除したものをいう。ただし、当社以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が当社の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券(注6)がMPC1との関連で有するのと同格の劣後性を有する証券(以下、「パラレル証券」という。)が存在する場合には、可処分分配可能額は以下のように調整される。

調整後の可処分分配可能額 = 可処分分配可能額 × (パリティ優先出資証券(注6)の満額配当の総額) / (パリティ優先出資証券(注6)の満額配当の総額 + パラレル証券の満額配当の総額)

4. 分配可能額制限証明書

可処分分配可能額が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、当社から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該事業年度における可処分分配可能額を記載するものをいう。

5. 強制配当日

当社普通株式について配当がなされた事業年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

6. パリティ優先出資証券

MPC1が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPC1優先出資証券と同じである優先出資証券及び本MPC1優先出資証券の総称。(たとえば、MPC1では、パリティ優先出資証券とは本MPC1優先出資証券及び今後新たに発行される場合に上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称。)

7. 清算事由

当社によりもしくは当社に対して清算手続が開始された場合、または当社が破産した場合、もしくは当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画が認可された場合。

8. 更生事由

当社につき、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合。

9. 支払不能事由

当社につき、債務不履行もしくはその恐れのある場合、または債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

10. 公的介入

監督当局が、当社が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当社を管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合。

1 1. 本MCI(USD)1優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本MCI(USD)1優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(USD)1優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本MCI(USD)1優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本MCI(USD)1優先出資証券の配当支払日に支払われた本MCI(USD)1優先出資証券および6月の本MCI(USD)1優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(USD)1優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本MCI(USD)1優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

1 2. 本MCI(EUR)1優先出資証券に関する可処分分配可能額

(平成23年6月の配当支払日まで)

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本MCI(EUR)1優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(EUR)1優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)に対する本年度の満額配当金額で按分した金額

(平成23年12月の配当支払日以降)

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本MCI(EUR)1優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(EUR)1優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本MCI(EUR)1優先出資証券の配当支払日に支払われた本MCI(EUR)1優先出資証券および6月の本MCI(EUR)1優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(EUR)1優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本MCI(EUR)1優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

1 3. 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当社の優先株式の中で配当及び残余財産に関し最上位の請求権を有する優先株式。

1 4. 本MCI(JPY)1優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本MCI(JPY)1優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(JPY)1優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本MCI(JPY)1優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本MCI(JPY)1優先出資証券の配当支払日に支払われた本MCI(JPY)1優先出資証券および6月の本MCI(JPY)1優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(JPY)1優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本MCI(JPY)1優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

1 5. 本MCI(JPY)2優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本MCI(JPY)2優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(JPY)2優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本MCI(JPY)2優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式(注13)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本MCI(JPY)2優先出資証券の配当支払日に支払われた本MCI(JPY)2優先出資証券および6月の本MCI(JPY)2優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(JPY)2優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本MCI(JPY)2優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

第3【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、新たに取得した主要な設備は、2「設備の新設、除却等の計画」に記載のとおりであります。

2 設備の新設、除却等の計画

第1四半期連結会計期間末において計画中であった、みずほ銀行において事務センターとして賃借していた中目黒センターの取得につきましては、平成21年7月に完了いたしました。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却及び売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,115,759,000
第十一種の優先株式	1,369,512,000
第十二種の優先株式	1,500,000,000
第十三種の優先株式	1,500,000,000
計	28,485,271,000

(注)「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定款第6条但書に定めております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	15,181,366,260	15,222,058,210	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) ニューヨーク証券取引所 (注)1.	権利内容に何ら 限定のない 当社における 標準となる株式 単元株式数100株 (注)2. (注)6.
第十一回 第十一種 優先株式	914,752,000	同左	非上場	単元株式数100株 (注)3. (注)5. (注)6.
第十三回 第十三種 優先株式	36,690,000	同左	非上場	単元株式数100株 (注)4. (注)5. (注)6.
計	16,132,808,260	16,173,500,210		

(注)1. 米国預託証券(ADR)をニューヨーク証券取引所に上場しております。

2. 普通株式の提出日現在発行数(株)には、平成21年11月1日から当四半期報告書を提出する日までの第十一回第十一種優先株式の取得請求と引換えに交付された株式数は含まれておりません。

3. 第十一回第十一種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年20円の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき10円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成20年7月1日から平成28年6月30日までとする。

取得価額

取得価額は、303円50銭とする。

取得価額の修正

取得価額は、平成21年7月1日以降平成27年7月1日までの毎年7月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)における普通株式の時価が、当該取得価額修正日の前日に有効な取得価額を下回る場合には、当該取得価額修正日をもって当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が303円50銭を下回る場合には、303円50銭(以下「下限取得価額」という。)を修正後取得価額とする。上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

取得価額の調整

取得価額(下限取得価額を含む。)は、当社が優先株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{既発行} + \frac{\text{新規発行} \cdot \text{処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行} + \text{新規発行} \cdot \text{処分普通株式数}}$$

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \text{普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}} \times 1 \text{株当たりの時価}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

(4) 優先株式の一斉取得

平成28年6月30日までに取得請求のなかった優先株式は、平成28年7月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに1株につき、1,000円を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式を交付する。上記「時価」とは、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、当該時価が下限取得価額を下回るときは、1,000円を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式となる。上記普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは会社法第234条の規定によりこれを取扱う。

(5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(6) 株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

優先株式について、株式の併合または分割を行わず、また優先株主に対しては、株式無償割当てを行わない。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

4. 第十三回第十三種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年30円の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき15円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成25年4月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、下記に定める取得価額で、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき1,000円に優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む。）で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までには議決権を有する。

(5) 株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

優先株式について、株式の併合または分割を行わず、また優先株主に対しては、株式無償割当てを行わない。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

5. 第十一回第十一種優先株式及び第十三回第十三種優先株式の議決権につきましては、上記3.(5)及び4.(4)「議決権条項」に記載のとおりであり、これらの種類の株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。
6. 上記の各種種類の株式については、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成21年1月30日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	3,455
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(注)1.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,455,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額。
新株予約権の行使期間	平成21年2月17日～平成41年2月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株につき 191,910円 資本組入額 1,000株につき 95,955円
新株予約権の行使の条件	当社、株式会社みずほ銀行又は株式会社みずほコーポレート銀行の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	

	第2 四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び（注）2. に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 （注）3. に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>

- (注) 1. 普通株式の内容は、「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載されております。
2. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(ただし、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

平成21年9月3日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	5,835
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(注)1.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,835,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額。
新株予約権の行使期間	平成21年9月28日～平成41年9月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株につき 169,690円 資本組入額 1,000株につき 84,845円
新株予約権の行使の条件	当社、株式会社みずほ銀行又は株式会社みずほコーポレート銀行の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	

	第2 四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び（注）2. に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 （注）3. に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>

- (注) 1. 普通株式の内容は、「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載されております。
2. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(ただし、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

(3) 【ライツプランの内容】
 該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日 (注)1.～(注)3.	4,002,201,960	16,132,808,260	264,600	1,805,565	264,600	649,841

- (注) 1. 普通株式 有償一般募集2,804,400,000株
 払込期日 平成21年7月23日 発行価格 184円 発行価額 176.40円 資本組入額 88.20円
 払込金総額 494,696百万円
2. 普通株式 有償第三者割当195,600,000株
 払込期日 平成21年8月5日 発行価格 176.40円 資本組入額 88.20円
 払込金総額 34,503百万円 割当先 野村證券株式会社
3. 平成21年7月1日から平成21年9月30日までに、第十一回第十一種優先株式317,545,000株の取得請求により、普通株式1,002,201,960株が増加いたしました。なお、平成21年9月30日現在、当社は第十一回第十一種優先株式320,466,000株を自己株式として所有しております。
4. 平成21年10月1日から平成21年10月31日までに、第十一回第十一種優先株式12,350,000株の取得請求により、普通株式40,691,950株が増加いたしました。

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	727,567,100	4.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	480,141,100	2.97
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	236,950,000	1.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	167,681,400	1.03
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 明治安田生命保険口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号	137,000,000	0.84
オーディー05オムニバス チャイナトリシティ808 150(常任代理人 香港上海銀行)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	134,916,262	0.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	133,868,100	0.82
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	132,630,760	0.82
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島四丁目16番13号)	121,933,680	0.75
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	112,929,300	0.69
計	-	2,385,617,702	14.78

(注) 当社は、自己株式として普通株式9,390,272株及び第十一回第十一種優先株式320,466,000株の計329,856,272株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.04%)を所有しておりますが、上記大株主からは除外していません。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりです。

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	7,275,671	4.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	4,801,411	3.16
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	2,099,500	1.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,676,814	1.10
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 明治安田生命保険口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,370,000	0.90
オーディー05オムニバス チャイナトリシティ808 150(常任代理人 香港上海銀行)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,349,162	0.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,338,681	0.88
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	1,326,307	0.87
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島四丁目16番13号)	1,219,336	0.80
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	1,129,293	0.74
計	-	23,586,175	15.54

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 951,442,000		優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載されております。
第十一回第十一種優先株式	914,752,000		
第十三回第十三種優先株式	36,690,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 9,390,200		普通株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載されております。
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,169,437,000	151,694,370	同上
単元未満株式	普通株式 2,539,060		
発行済株式総数	16,132,808,260		
総株主の議決権		151,694,370	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が71,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数710個が含まれております。

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	9,390,200		9,390,200	0.06
計	-	9,390,200		9,390,200	0.06

(注) 1. 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。
 2. 上記のほか、相互保有株式として、株主名簿上はみずほインベスターズ証券株式会社名義となっておりますが実質的には所有していない当社株式が1,000株(議決権の数10個)あります。
 なお、当該株式は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式に含めておりません。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	220	263	274	236	240	227
最低(円)	188	202	224	187	219	170

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の様況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5【経理の状況】

- 1．当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2．当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

また、当中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)附則第5条第1項第1号ただし書き及び第4号ただし書きにより、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。
- 3．当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

また、当中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)附則第4条第1項第1号ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- 4．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間財務諸表並びに当中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】
 (1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	8 4,171,640	8 4,921,251	8 5,720,253
コールローン及び買入手形	265,068	119,821	141,296
買現先勘定	9,348,124	8,726,629	6,270,321
債券貸借取引支払保証金	7,876,720	5,654,671	5,819,418
買入金銭債権	3,015,030	2,329,381	2,612,368
特定取引資産	2, 8 12,282,278	2, 8 15,565,593	2, 8 13,514,509
金銭の信託	44,322	114,708	40,693
有価証券	1, 2, 8, 16 32,537,063	1, 2, 8, 16 37,938,463	1, 2, 8, 16 30,173,632
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 67,590,699	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 64,267,283	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 70,520,224
外国為替	7 787,036	7 539,477	7 980,003
金融派生商品		7,329,310	7,872,780
その他資産	8 9,339,495	8 3,670,516	8 4,138,508
有形固定資産	8, 10, 11 803,714	8, 10, 11 914,016	8, 10, 11, 12 842,809
無形固定資産	293,992	398,120	303,854
繰延税金資産	850,185	625,718	722,160
支払承諾見返	4,704,366	3,689,546	3,939,818
貸倒引当金	687,701	942,063	889,579
投資損失引当金	23	4,576	3
資産の部合計	153,222,014	155,857,870	152,723,070

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部			
預金	8 75,480,661	8 74,877,022	8 77,179,540
譲渡性預金	10,350,995	9,073,581	9,359,479
債券	2,719,624	1,917,442	2,300,459
コールマネー及び売渡手形	8 7,047,585	8 6,316,744	8 6,449,829
売現先勘定	8 13,348,752	8 14,007,069	8 9,173,846
債券貸借取引受入担保金	8 6,435,649	8 5,773,990	8 4,110,941
特定取引負債	7,427,337	8,845,953	7,995,359
借入金	8, 13 5,310,414	8, 13 9,366,974	8, 13 8,941,972
外国為替	264,737	200,046	591,132
短期社債	694,587	494,095	428,785
社債	14 4,385,279	14 4,721,679	14 4,597,403
信託勘定借	1,012,753	1,045,344	986,147
金融派生商品		6,475,620	7,578,211
その他負債	8,796,570	3,188,466	4,620,459
賞与引当金	31,160	39,784	47,942
退職給付引当金	36,493	33,333	36,329
役員退職慰労引当金	1,853	1,841	1,978
貸出金売却損失引当金	54,231	27,666	28,711
偶発損失引当金	15,839	15,112	20,555
ポイント引当金	9,837		11,389
睡眠預金払戻損失引当金	9,699	14,371	13,605
債券払戻損失引当金	-	9,760	8,973
特別法上の引当金	1,750	2,187	1,750
繰延税金負債	9,136	10,585	7,486
再評価に係る繰延税金負債	10 104,549	10 103,681	10 104,355
支払承諾	4,704,366	3,689,546	3,939,818
負債の部合計	148,253,870	150,251,905	148,536,464
純資産の部			
資本金	1,540,965	1,805,565	1,540,965
資本剰余金	411,227	552,135	411,318
利益剰余金	1,291,244	696,088	608,053
自己株式	6,270	5,183	6,218
株主資本合計	3,237,166	3,048,605	2,554,119
その他有価証券評価差額金	48,718	116,406	519,574
繰延ヘッジ損益	39,498	69,733	67,525
土地再評価差額金	10 146,715	10 145,447	10 146,447
為替換算調整勘定	83,501	93,230	114,765
評価・換算差額等合計	72,433	238,357	420,367
新株予約権	-	2,307	1,187
少数株主持分	1,658,543	2,316,695	2,051,667
純資産の部合計	4,968,143	5,605,965	4,186,606
負債及び純資産の部合計	153,222,014	155,857,870	152,723,070

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度の要約
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	連結損益計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	1,903,592		1,485,032		3,514,428
資金運用収益	1,217,613		816,397		2,144,436
(うち貸出金利息)	723,683		553,527		1,367,354
(うち有価証券利息配当金)	262,586		171,872		466,785
信託報酬	29,749		24,150		55,891
役務取引等収益	254,606		269,596		514,997
特定取引収益	114,998		197,911		301,521
その他業務収益	173,392		73,294		259,151
その他経常収益	1 113,231		1 103,681		1 238,431
経常費用	1,846,804		1,381,242		3,909,560
資金調達費用	694,209		235,319		1,075,584
(うち預金利息)	236,118		93,535		390,176
(うち債券利息)	9,420		6,714		17,594
役務取引等費用	54,473		47,571		98,343
特定取引費用	62,078		-		-
その他業務費用	62,276		93,261		295,102
営業経費	604,469		657,751		1,192,701
その他経常費用	2 369,296		2, 6 347,338		2, 6 1,247,828
経常利益又は経常損失()	56,788		103,789		395,131
特別利益	3 17,008		3 98,649		22,137
特別損失	4 16,468		4 58,255		4, 5 32,882
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失()	57,328		144,183		405,877
法人税、住民税及び事業税	12,295		6 15,542		6 48,247
法人税等還付税額	-		3,897		-
法人税等調整額	63,141		10,773		109,103
法人税等合計	50,845		871		157,350
少数株主損益調整前中間純利益			143,312		
少数株主利益	13,597		55,505		25,586
中間純利益又は中間純損失()	94,577		87,806		588,814

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	連結株主資本等変動 計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	1,540,965	1,540,965	1,540,965
当中間期変動額			
新株の発行	-	264,600	-
当中間期変動額合計	-	264,600	-
当中間期末残高	1,540,965	1,805,565	1,540,965
資本剰余金			
前期末残高	411,093	411,318	411,093
当中間期変動額			
新株の発行	-	271,729	-
自己株式の処分	133	-	225
連結子会社の損失の処理に伴う資本剰余金から利益剰余金への振替	-	130,913	-
当中間期変動額合計	133	140,816	225
当中間期末残高	411,227	552,135	411,318
利益剰余金			
前期末残高	1,476,129	608,053	1,476,129
当中間期変動額			
剰余金の配当	133,898	131,015	133,898
中間純利益又は中間純損失()	94,577	87,806	588,814
自己株式の処分	26	661	101
自己株式の消却	146,308	-	146,308
連結子会社の損失の処理に伴う資本剰余金から利益剰余金への振替	-	130,913	-
土地再評価差額金の取崩	771	992	1,046
当中間期変動額合計	184,884	88,035	868,076
当中間期末残高	1,291,244	696,088	608,053
自己株式			
前期末残高	2,507	6,218	2,507
当中間期変動額			
自己株式の取得	150,272	3	150,359
自己株式の処分	140	1,037	280
自己株式の消却	146,308	-	146,308
持分法適用会社が保有する親会社株式等の減少	60	-	60
当中間期変動額合計	3,762	1,034	3,710
当中間期末残高	6,270	5,183	6,218

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	連結株主資本等変動 計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本合計			
前期末残高	3,425,680	2,554,119	3,425,680
当中間期変動額			
新株の発行	-	536,329	-
剰余金の配当	133,898	131,015	133,898
中間純利益又は中間純損失()	94,577	87,806	588,814
自己株式の取得	150,272	3	150,359
自己株式の処分	248	376	404
自己株式の消却	-	-	-
連結子会社の損失の処理に伴う資本剰余金から利益剰余金への振替	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	771	992	1,046
持分法適用会社が保有する親会社株式等の減少	60	-	60
当中間期変動額合計	188,513	494,486	871,560
当中間期末残高	3,237,166	3,048,605	2,554,119
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	401,375	519,574	401,375
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	352,656	635,980	920,949
当中間期変動額合計	352,656	635,980	920,949
当中間期末残高	48,718	116,406	519,574
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	5,985	67,525	5,985
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	45,484	2,208	61,539
当中間期変動額合計	45,484	2,208	61,539
当中間期末残高	39,498	69,733	67,525
土地再評価差額金			
前期末残高	147,467	146,447	147,467
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	752	999	1,020
当中間期変動額合計	752	999	1,020
当中間期末残高	146,715	145,447	146,447
為替換算調整勘定			
前期末残高	78,394	114,765	78,394
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	5,107	21,535	36,371
当中間期変動額合計	5,107	21,535	36,371
当中間期末残高	83,501	93,230	114,765
評価・換算差額等合計			
前期末残高	476,434	420,367	476,434
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	404,000	658,725	896,802
当中間期変動額合計	404,000	658,725	896,802
当中間期末残高	72,433	238,357	420,367

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	連結株主資本等変動 計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
新株予約権			
前期末残高	-	1,187	-
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	-	1,119	1,187
当中間期変動額合計	-	1,119	1,187
当中間期末残高	-	2,307	1,187
少数株主持分			
前期末残高	1,792,045	2,051,667	1,792,045
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	133,502	265,027	259,621
当中間期変動額合計	133,502	265,027	259,621
当中間期末残高	1,658,543	2,316,695	2,051,667
純資産合計			
前期末残高	5,694,159	4,186,606	5,694,159
当中間期変動額			
新株の発行	-	536,329	-
剰余金の配当	133,898	131,015	133,898
中間純利益又は中間純損失()	94,577	87,806	588,814
自己株式の取得	150,272	3	150,359
自己株式の処分	248	376	404
自己株式の消却	-	-	-
連結子会社の損失の処理に伴う資本剰余金から利益剰余金への振替	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	771	992	1,046
持分法適用会社が保有する親会社株式等の減少	60	-	60
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	537,502	924,872	635,992
当中間期変動額合計	726,016	1,419,358	1,507,553
当中間期末残高	4,968,143	5,605,965	4,186,606

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の
			連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 ()	57,328	144,183	405,877
減価償却費	70,664	76,330	142,676
減損損失	1,015	2,719	10,898
のれん償却額	1	468	66
負ののれん発生益	-	67,916	-
持分法による投資損益 (は益)	2,347	1,446	3,584
貸倒引当金の増減 ()	3,475	46,697	207,169
投資損失引当金の増減額 (は減少)	7	4,573	27
貸出金売却損失引当金の増減額 (は減少)	3,335	1,699	22,184
偶発損失引当金の増減 ()	1,744	5,443	6,460
賞与引当金の増減額 (は減少)	11,386	10,750	9,072
退職給付引当金の増減額 (は減少)	478	1,140	472
役員退職慰労引当金の増減額 (は減少)	5,204	597	5,079
ポイント引当金の増減額 (は減少)	1,488	12,555	3,040
睡眠預金払戻損失引当金の増減 ()	84	766	3,990
債券払戻損失引当金の増減 ()	-	786	8,973
資金運用収益	1,217,613	816,397	2,144,436
資金調達費用	694,209	235,319	1,075,584
有価証券関係損益 ()	56,376	26,157	548,270
金銭の信託の運用損益 (は運用益)	61	151	87
為替差損益 (は益)	23,691	191,015	339,310
固定資産処分損益 (は益)	2,456	3,157	8,949
退職給付信託設定損益 (は益)	-	6,731	-
特定取引資産の純増 () 減	1,496,982	1,094,822	173,012
特定取引負債の純増減 ()	825,760	221,024	114,658
金融派生商品資産の純増 () 減		² 512,706	² 1,855,354
金融派生商品負債の純増減 ()		² 1,068,742	² 2,098,531
貸出金の純増 () 減	2,222,493	6,173,173	6,593,357
預金の純増減 ()	476,076	2,192,857	2,521,344
譲渡性預金の純増減 ()	265,361	249,545	617,405
債券の純増減 ()	439,818	383,017	858,983
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 ()	512,528	187,903	4,318,212
預け金 (中央銀行預け金を除く) の純増 () 減	366,574	49,100	663,824
コールローン等の純増 () 減	1,755,289	2,494,927	1,022,085
債券貸借取引支払保証金の純増 () 減	1,192,417	996,585	3,249,719
コールマネー等の純増減 ()	2,211,282	4,994,960	1,355,886
コマーシャル・ペーパーの純増減 ()	30,000	-	30,000
債券貸借取引受入担保金の純増減 ()	492,090	917,918	2,816,799
外国為替 (資産) の純増 () 減	6,540	441,084	226,677
外国為替 (負債) の純増減 ()	42,053	391,297	369,818

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度の
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
短期社債(負債)の純増減()	93,196		13,889		358,999
普通社債発行及び償還による増減()	330,643		197,716		520,993
信託勘定借の純増減()	107,193		59,196		133,798
資金運用による収入	1,236,316		851,151		2,233,069
資金調達による支出	729,443		248,340		1,138,316
その他	464,138		² 150,388		² 206,414
小計	99,943		7,274,886		538,081
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	59,161		64,718		35,684
営業活動によるキャッシュ・フロー	40,782		7,339,605		573,765
投資活動によるキャッシュ・フロー					
有価証券の取得による支出	39,217,450		33,778,966		72,752,600
有価証券の売却による収入	30,614,217		19,274,009		57,885,003
有価証券の償還による収入	9,443,083		6,167,677		17,497,697
金銭の信託の増加による支出	31,700		48,120		49,100
金銭の信託の減少による収入	20,193		14,190		41,193
有形固定資産の取得による支出	27,548		69,766		106,101
無形固定資産の取得による支出	20,291		35,591		114,952
有形固定資産の売却による収入	5,525		173		5,956
無形固定資産の売却による収入	643		0		1,112
投資活動によるキャッシュ・フロー	786,674		8,476,394		2,408,207
財務活動によるキャッシュ・フロー					
劣後特約付借入れによる収入	230		-		1,388
劣後特約付借入金の返済による支出	-		34,044		125,000
劣後特約付社債の発行による収入	26,500		267,400		274,000
劣後特約付社債の償還による支出	12,100		346,342		127,902
株式の発行による収入	-		536,329		-
少数株主からの払込みによる収入	306,359		238,050		747,821
少数株主への払戻による支出	387,938		177,518		373,976
配当金の支払額	133,203		130,112		133,393
少数株主への配当金の支払額	53,022		52,243		79,785
自己株式の取得による支出	150,272		3		150,359
自己株式の売却による収入	114		3		179
財務活動によるキャッシュ・フロー	403,331		301,518		32,972
現金及び現金同等物に係る換算差額	423		8,123		22,066
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	342,135		827,147		2,992,879
現金及び現金同等物の期首残高	2,055,793		5,048,671		2,055,793
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	0		-		0
連結子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額(は減少)	-		116,777		-
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 2,397,928		¹ 4,338,302		¹ 5,048,671

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 147社 主要な会社名 株式会社みずほ銀行 株式会社みずほコーポレート銀行 みずほ信託銀行株式会社 みずほ証券株式会社 なお、Mizuho Capital Investment (JPY) 3 Limited他3社は、設立等により当中間連結会計期間から連結しております。 また、みずほクレジット株式会社他2社は、清算等により連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 164社 主要な会社名 株式会社みずほ銀行 株式会社みずほコーポレート銀行 みずほ信託銀行株式会社 みずほ証券株式会社 当社連結子会社であったみずほ証券株式会社と当社関連会社であった新光証券株式会社は平成21年5月7日を合併効力日として、新光証券株式会社を吸収合併継続会社、みずほ証券株式会社を吸収合併消滅会社とする合併を実施し、商号をみずほ証券株式会社と変更しております。 合併後のみずほ証券株式会社他21社は、みずほ証券株式会社と新光証券株式会社の合併等により当中間連結会計期間から連結しております。 合併前のみずほ証券株式会社他2社は合併による消滅等により連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 145社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、Mizuho Capital Investment (JPY) 3 Limited他9社は、設立等により当連結会計年度から連結しております。 また、みずほクレジット株式会社他10社は、清算等により連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 22社 主要な会社名 株式会社千葉興業銀行 新光証券株式会社 なお、日本株主データサービス株式会社他1社は、設立により当中間連結会計期間から持分法の対象に含めております。 また、Mizuho Corporate Leasing (Thailand) Co., Ltd.は、株式の売却により持分法の対象から除いております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Asian-American Merchant Bank Limited 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 23社 主要な会社名 株式会社千葉興業銀行 なお、永和証券株式会社他1社は、みずほ証券株式会社と新光証券株式会社の合併により当中間連結会計期間から持分法の対象に含めております。 新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社との合併により連結子会社となったため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Asian-American Merchant Bank Limited 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 22社 主要な会社名 株式会社千葉興業銀行 新光証券株式会社 なお、日本株主データサービス株式会社他2社は、設立により当連結会計年度から持分法の対象に含めております。 また、Mizuho Corporate Leasing (Thailand) Co., Ltd.他1社は、株式の売却等により持分法の対象から除いております。</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社 主要な会社名 Asian-American Merchant Bank Limited 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																														
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月最終営業日の前日</td><td>4社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>58社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>61社</td></tr> <tr><td>12月最終営業日の前日</td><td>23社</td></tr> </table> <p>(2) 4月末日、6月最終営業日の前日及び12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結子会社については、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	4月末日	1社	6月最終営業日の前日	4社	6月末日	58社	9月末日	61社	12月最終営業日の前日	23社	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月最終営業日の前日</td><td>4社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>59社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>74社</td></tr> <tr><td>12月最終営業日の前日</td><td>26社</td></tr> </table> <p>(2) 同 左</p>	4月末日	1社	6月最終営業日の前日	4社	6月末日	59社	9月末日	74社	12月最終営業日の前日	26社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>6月最終営業日の前日</td><td>23社</td></tr> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月最終営業日の前日</td><td>4社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>55社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>62社</td></tr> </table> <p>(2) 6月最終営業日の前日、10月末日及び12月最終営業日の前日を決算日とする連結子会社については、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	6月最終営業日の前日	23社	10月末日	1社	12月最終営業日の前日	4社	12月末日	55社	3月末日	62社
4月末日	1社																																
6月最終営業日の前日	4社																																
6月末日	58社																																
9月末日	61社																																
12月最終営業日の前日	23社																																
4月末日	1社																																
6月最終営業日の前日	4社																																
6月末日	59社																																
9月末日	74社																																
12月最終営業日の前日	26社																																
6月最終営業日の前日	23社																																
10月末日	1社																																
12月最終営業日の前日	4社																																
12月末日	55社																																
3月末日	62社																																
4. 開示対象特別目的会社に関する事項	<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>当社の連結子会社である株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人等の形態によっております。)26社に係る借入及びコマーシャル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。</p> <p>特別目的会社26社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は3,200,477百万円、負債総額(単純合算)は3,199,529百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>(2) 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等</p> <p>主な取引の当中間連結会計期間末残高</p> <table> <tr><td>貸出金</td><td>2,217,597百万円</td></tr> <tr><td>信用枠及び流動性枠</td><td>551,671百万円</td></tr> </table> <p>主な損益</p> <table> <tr><td>貸出金利息</td><td>11,790百万円</td></tr> <tr><td>役務取引等収益</td><td>1,545百万円</td></tr> </table>	貸出金	2,217,597百万円	信用枠及び流動性枠	551,671百万円	貸出金利息	11,790百万円	役務取引等収益	1,545百万円	<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>当社の連結子会社である株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人等の形態によっております。)25社に係る借入及びコマーシャル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。</p> <p>特別目的会社25社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は2,185,141百万円、負債総額(単純合算)は2,184,308百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>(2) 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等</p> <p>主な取引の当中間連結会計期間末残高</p> <table> <tr><td>貸出金</td><td>1,637,535百万円</td></tr> <tr><td>信用枠及び流動性枠</td><td>303,025百万円</td></tr> </table> <p>主な損益</p> <table> <tr><td>貸出金利息</td><td>9,006百万円</td></tr> <tr><td>役務取引等収益</td><td>1,469百万円</td></tr> </table>	貸出金	1,637,535百万円	信用枠及び流動性枠	303,025百万円	貸出金利息	9,006百万円	役務取引等収益	1,469百万円	<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>当社の連結子会社である株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人等の形態によっております。)25社に係る借入及びコマーシャル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。</p> <p>特別目的会社25社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は2,984,889百万円、負債総額(単純合算)は2,984,039百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>(2) 当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等</p> <p>主な取引の当連結会計年度末残高</p> <table> <tr><td>貸出金</td><td>2,051,070百万円</td></tr> <tr><td>信用枠及び流動性枠</td><td>543,269百万円</td></tr> </table> <p>主な損益</p> <table> <tr><td>貸出金利息</td><td>23,612百万円</td></tr> <tr><td>役務取引等収益</td><td>3,468百万円</td></tr> </table>	貸出金	2,051,070百万円	信用枠及び流動性枠	543,269百万円	貸出金利息	23,612百万円	役務取引等収益	3,468百万円						
貸出金	2,217,597百万円																																
信用枠及び流動性枠	551,671百万円																																
貸出金利息	11,790百万円																																
役務取引等収益	1,545百万円																																
貸出金	1,637,535百万円																																
信用枠及び流動性枠	303,025百万円																																
貸出金利息	9,006百万円																																
役務取引等収益	1,469百万円																																
貸出金	2,051,070百万円																																
信用枠及び流動性枠	543,269百万円																																
貸出金利息	23,612百万円																																
役務取引等収益	3,468百万円																																

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5. 会計 処理 基準 に 関 する 事 項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用等により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法によっております。	(ロ) 同左	(ロ) 同左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 (リース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、その他については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 その他 2年～20年 無形固定資産 (リース資産を除く) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、各社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 (リース資産を除く) 同左 無形固定資産 (リース資産を除く) 同左 リース資産 同左	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 (リース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、その他については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 その他 2年～20年 無形固定資産 (リース資産を除く) 同左 リース資産 同左
	(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費 発生時に全額費用として処理しております。 債券発行費用 債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。 社債発行差金 社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに、未償却残高を社債から直接控除しております。	(5) 繰延資産の処理方法 株式交付費 発生時に全額費用として処理しております。 社債発行費 同左 債券発行費用 同左 社債発行差金 同左	(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費 同左 債券発行費用 発生時に全額費用として処理しております。 社債発行差金 社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに、未償却残高を社債から直接控除しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は468,518百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は577,944百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は540,000百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>また、一部の国内銀行連結子会社における貸出代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴い、関連する証券化商品の評価損に対し、当該証券化商品を参照する流動化スキームの対象となっているものを除き、投資損失引当金を計上しております。なお、時価をもって貸借対照表価額とするため、有価証券と投資損失引当金49,717百万円を相殺表示しております。</p>	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>また、一部の国内銀行連結子会社における貸出代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴い、関連する証券化商品の評価損に対し、当該証券化商品を参照する流動化スキームの対象となっているものを除き、投資損失引当金を計上しております。なお、時価をもって中間連結貸借対照表価額とするため、有価証券と投資損失引当金23,103百万円を相殺表示しております。</p>	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>また、一部の国内銀行連結子会社における貸出代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴い、関連する証券化商品の評価損に対し、当該証券化商品を参照する流動化スキームの対象となっているものを除き、投資損失引当金を計上しております。なお、時価をもって貸借対照表価額とするため、有価証券と投資損失引当金31,786百万円を相殺表示しております。</p>
	<p>(8) 賞与引当金の計上基準</p> <p>従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(8) 賞与引当金の計上基準</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>(8) 賞与引当金の計上基準</p> <p>従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(9) 退職給付引当金(含む前払年金費用)の計上基準</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。</p>	<p>(9) 退職給付引当金(含む前払年金費用)の計上基準</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>(9) 退職給付引当金(含む前払年金費用)の計上基準</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 同左	(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(11) 貸出金売却損失引当金の計上基準 売却予定貸出金に対する損失について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(11) 貸出金売却損失引当金の計上基準 昨今の著しい市場環境の変化に鑑み、売却予定貸出金について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(11) 貸出金売却損失引当金の計上基準 昨今の著しい市場環境の変化に鑑み、売却予定貸出金について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 また、平成20年12月末において、貸出金売却損失引当金を計上していた売却予定貸出金のうち、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題のないと認められる欧州拠点の与信先に対する一部の貸出金等348,279百万円については、公正な評価額で売却することが困難であることから、保有を続けることが合理的であると判断し、当面の間は売却を行わないこととしたため、合理的に算定された価額により売却予定貸出金以外の貸出金へ保有目的の区分の変更を行いました。これにより、当連結会計年度末において引き続き売却予定貸出金としていた場合に比べ、「貸出金」が27,728百万円減少し、「貸出金売却損失引当金」が70,198百万円減少しております。また、「その他の経常費用」が41,130百万円減少しております。
	(12) 偶発損失引当金の計上基準 オフバランス取引や信託取引のうちの他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を個別に見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(12) 偶発損失引当金の計上基準 同左	(12) 偶発損失引当金の計上基準 同左
	(13) ポイント引当金の計上基準 主として「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。		(13) ポイント引当金の計上基準 主として「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。
	(14) 預金払戻損失引当金の計上基準 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(13) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 負債計上を中止した預金について、預金者等からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(14) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>(14) 債券払戻損失引当金の計上基準 負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。 (追加情報) 負債計上を中止した債券について、従来、払戻請求時に損失計上しておりましたが、払戻に関するデータ整備・分析が進み、合理的な見積りが可能となったことから、前連結会計年度末より債券払戻損失引当金を計上しております。 この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益は9,760百万円減少しております。</p>	<p>(15) 債券払戻損失引当金の計上基準 負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。 (追加情報) 負債計上を中止した債券について、従来、払戻請求時に損失計上しておりましたが、払戻に関するデータ整備・分析が進み、合理的な見積りが可能となったことから、当連結会計年度末より債券払戻損失引当金を計上しております。 この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常損失及び税金等調整前当期純損失は8,973百万円増加しております。</p>
	<p>(15) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び第48条の3第1項の規定に基づき計上しております。</p>	<p>(15) 特別法上の引当金の計上基準 同左</p>	<p>(16) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金1,750百万円であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び第48条の3第1項の規定に基づき計上しております。</p>
	<p>(16) 外貨建資産・負債の換算基準 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 上記以外の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(16) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>	<p>(17) 外貨建資産・負債の換算基準 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 上記以外の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>(17) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジ或いは金利スワップの特例処理を適用しております。</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社において、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>() 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>() キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は118,112百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は110,583百万円(同前)であります。</p>	<p>(17) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジ或いは金利スワップの特例処理を適用しております。</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社において、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>() 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>() キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は60,101百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は55,987百万円(同前)であります。</p>	<p>(18) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジ或いは金利スワップの特例処理を適用しております。</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社において、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>() 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>() キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は84,716百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は80,611百万円(同前)であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 連結会社間取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> <p>(ハ) 連結会社間取引等</p> <p>同左</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> <p>(ハ) 連結会社間取引等</p> <p>同左</p>
	<p>(18) 消費税等の会計処理</p> <p>当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。</p>	<p>(18) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>(19) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>
6.(中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。</p>	<p>同左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前連結会計年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>なお、この変更による前連結会計年度末までの税金等調整前当期純利益にかかる累積的影響額は、特別損失として処理しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は9,394百万円、「無形固定資産」中のリース資産は1,000百万円、「その他負債」中のリース債務は19,930百万円増加し、特別損失は10,804百万円増加、税金等調整前中間純利益は9,349百万円減少しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前連結会計年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>なお、この変更による前連結会計年度末までの税金等調整前当期純利益にかかる累積的影響額は、特別損失として処理しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は8,661百万円、「無形固定資産」中のリース資産は1,354百万円、「その他負債」中のリース債務は18,667百万円増加し、特別損失は10,828百万円増加、税金等調整前当期純損失は8,299百万円増加しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前連結会計年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>なお、この変更による前連結会計年度末までの税金等調整前当期純利益にかかる累積的影響額は、特別損失として処理しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は9,394百万円、「無形固定資産」中のリース資産は1,000百万円、「その他負債」中のリース債務は19,930百万円増加し、特別損失は10,804百万円増加、税金等調整前中間純利益は9,349百万円減少しております。</p>
	<p>(企業結合に関する会計基準等)</p> <p>「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度において最初に実施される企業結合及び事業分離等から適用することができることになったことに伴い、当中間連結会計期間からこれらの会計基準等を適用しております。</p>	

【表示方法の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>
	<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1)従来、「金融派生商品」(資産の部)は「その他資産」に含め、「金融派生商品」(負債の部)は「その他負債」に含めて表示していましたが、金額的重要性が増したため、前連結会計年度から区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の「その他資産」に含まれる「金融派生商品」は4,556,965百万円であり、「その他負債」に含まれる「金融派生商品」は4,192,902百万円であります。</p> <p>(2)「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントが当中間連結会計期間において廃止され未利用分のポイントの精算を行ったことに伴い「みずほマイレージクラブ」に係るポイント引当金を全額取崩しております。これによりポイント引当金の金額的重要性が乏しくなったため、当中間連結会計期間からポイント引当金を「その他負債」に含めて計上しております。なお、当中間連結会計期間末の「その他負債」に含まれるポイント引当金は1,321百万円であります。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>(1)「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づき「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当中間連結会計期間から「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。</p> <p>(2)従来、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示してありました「法人税等還付税額」は、金額的重要性が増したことから当中間連結会計期間から区分掲記しております。</p>

【追加情報】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>								
<p>平成21年 1月 5日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。)が施行されます。これにより、株券電子化後の新しい「振替制度」のもとでは端株を取り扱うことができなくなるため、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)第88条の規定に基づき、すべての株主及び端株主に対して端数等無償割当てを行うことを平成20年 6月26日の定時株主総会において決議しております。その内容は以下のとおりであります。</p> <p>割り当てる株式及び端数の数の算出方法 普通株式、各種優先株式及び端株の数に応じて、新たな払込みなしに1株につき999株及び1株に満たない株式の端数0.01につき9.99株の割合で、それぞれ同一の種類の株式及び端数を割り当てるものとします。</p> <p>端数等無償割当てが効力を生ずる日 決済合理化法の施行日の前日 (平成21年 1月 4日)</p> <p>また、本件と同時に単元株式制度を導入し、整備法第88条第5項に基づき単元株式数を1,000株といたします。さらに、これに合わせて投資単位を現在の10分の1に引き下げるため、平成20年 5月15日開催の取締役会において、会社法第195条に基づき、決済合理化法の施行日の前日(平成21年 1月 4日)を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に減少させる旨の定款変更を決議しております。</p> <p>当該端数等無償割当てが前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当中間連結会計期間における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="113 1451 512 1742"> <thead> <tr> <th colspan="2">前連結会計年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>254円72銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益金額</td> <td>25円37銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額</td> <td>24円64銭</td> </tr> </tbody> </table>	前連結会計年度		1株当たり純資産額	254円72銭	1株当たり当期純利益金額	25円37銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	24円64銭		
前連結会計年度										
1株当たり純資産額	254円72銭									
1株当たり当期純利益金額	25円37銭									
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	24円64銭									

前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="108 197 512 235">当中間連結会計期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="108 235 512 273">1株当たり純資産額 211円40銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="108 273 512 311">1株当たり中間純利益金額 8円37銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="108 311 512 349">潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 7円07銭</td> </tr> </table>	当中間連結会計期間	1株当たり純資産額 211円40銭	1株当たり中間純利益金額 8円37銭	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 7円07銭		
当中間連結会計期間						
1株当たり純資産額 211円40銭						
1株当たり中間純利益金額 8円37銭						
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 7円07銭						

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>1. 変動利付国債</p> <p>国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社は、「有価証券」のうち、実際の売買事例が極めて少ない変動利付国債については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。</p> <p>なお、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が97,748百万円増加、「繰延税金資産」が7,488百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が85,946百万円、「少数株主持分」が4,312百万円増加しております。</p> <p>合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。</p> <p>2. 証券化商品</p> <p>国内銀行連結子会社の欧州拠点及び米州拠点等の貸出代替目的のクレジット投資(証券化商品)につきましては、従来、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等を市場価格に準じるものとして合理的に算定された価額であると判断し、当該評価をもって時価としておりましたが、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等が時価とみなせない状況であると判断し、経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって時価としております。</p> <p>これにより、「有価証券」が144,286百万円、「その他有価証券評価差額金」が36,908百万円増加しております。また、「その他業務収益」が416百万円増加し、「その他業務費用」が52,883百万円、「その他の経常費用」のうちの主に欧州拠点における投資からの撤退に伴う損失が54,078百万円減少し、「経常損失」が107,378百万円減少しております。</p> <p>なお、上記の経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって計上した証券化商品の連結貸借対照表価額は515,199百万円であります。経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法、価格決定変数はデフォルト率、回収率、プライメント率、割引率等であり、対象となる有価証券の内訳は、住宅ローン担保証券、ローン担保証券、商業不動産ローン担保証券、その他の資産担保証券であります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(スプレッド方式による新株式発行)</p> <p>平成21年7月23日を払込期日とする募集による新株式発行(2,804,400千株)は、引受会社が払込金額(1株当たり176.40円)にて買取引受けを行い、これを払込金額と異なる発行価格(1株当たり184円)で投資家に販売するスプレッド方式によっております。</p> <p>スプレッド方式では、払込金額の総額と発行価格の総額の差額は引受会社の手取金とし、当該手取金は引受会社の引受手数料として各引受会社に分配されます。従って、その他経常費用には本発行に係る引受手数料相当額21,313百万円は含まれておりません。</p> <p>なお、連結子会社が利益計上した当該引受手数料相当額7,129百万円を消去し、資本剰余金の増加として処理しております。</p>	

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式116,715百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸付けている有価証券は、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計4,596百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は9,472,847百万円、再貸付に供している有価証券は57百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは5,335,905百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は72,072百万円、延滞債権額は519,918百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,282百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は525,983百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式53,096百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸付けている有価証券は、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計4,397百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は9,737,810百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは2,235,181百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は102,033百万円、延滞債権額は834,926百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は18,373百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は428,664百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式110,668百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸付けている有価証券は、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計4,490百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は8,066,097百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,339,133百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は112,197百万円、延滞債権額は700,358百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は18,764百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は480,118百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																																																																		
<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,126,256百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は749,200百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="1" data-bbox="143 728 518 884"> <tr><td>特定取引資産</td><td>4,803,455百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>12,225,465百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>6,323,523百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>3,015百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>321百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="1" data-bbox="143 918 518 1131"> <tr><td>預金</td><td>919,936百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>2,107,316百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>5,535,298百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入</td><td>5,637,754百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>3,520,547百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金8,350百万円、特定取引資産571,561百万円、有価証券2,357,417百万円、貸出金833,992百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は123,186百万円、デリバティブ取引差入担保金は803,479百万円、先物取引差入証拠金は28,159百万円、その他の証拠金等は24,734百万円であります。</p>	特定取引資産	4,803,455百万円	有価証券	12,225,465百万円	貸出金	6,323,523百万円	その他資産	3,015百万円	有形固定資産	321百万円	預金	919,936百万円	コールマネー及び売渡手形	2,107,316百万円	売現先勘定	5,535,298百万円	債券貸借取引受入	5,637,754百万円	担保金		借入金	3,520,547百万円	<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,383,997百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は521,712百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="1" data-bbox="577 728 952 884"> <tr><td>特定取引資産</td><td>7,886,916百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>12,493,801百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>9,233,276百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>1,124百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>250百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="1" data-bbox="577 918 952 1131"> <tr><td>預金</td><td>722,682百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>2,615,300百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>6,077,936百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入</td><td>5,448,010百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>7,848,690百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金20,623百万円、特定取引資産391,203百万円、有価証券2,543,457百万円、貸出金18,042百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は117,359百万円、デリバティブ取引差入担保金は1,022,560百万円、先物取引差入証拠金は50,673百万円、その他の証拠金等は34,603百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は、57百万円であります。</p>	特定取引資産	7,886,916百万円	有価証券	12,493,801百万円	貸出金	9,233,276百万円	その他資産	1,124百万円	有形固定資産	250百万円	預金	722,682百万円	コールマネー及び売渡手形	2,615,300百万円	売現先勘定	6,077,936百万円	債券貸借取引受入	5,448,010百万円	担保金		借入金	7,848,690百万円	<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,311,439百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は613,244百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="1" data-bbox="1011 728 1386 884"> <tr><td>特定取引資産</td><td>4,012,042百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>8,960,855百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>12,437,626百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>1,014百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>297百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="1" data-bbox="1011 918 1386 1131"> <tr><td>預金</td><td>643,196百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>2,020,400百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>2,983,330百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入</td><td>3,546,611百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>7,677,083百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金10,205百万円、特定取引資産502,411百万円、有価証券2,524,405百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は110,982百万円、デリバティブ取引差入担保金は1,237,247百万円、先物取引差入証拠金は61,079百万円、その他の証拠金等は8,277百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は、972百万円であります。</p>	特定取引資産	4,012,042百万円	有価証券	8,960,855百万円	貸出金	12,437,626百万円	その他資産	1,014百万円	有形固定資産	297百万円	預金	643,196百万円	コールマネー及び売渡手形	2,020,400百万円	売現先勘定	2,983,330百万円	債券貸借取引受入	3,546,611百万円	担保金		借入金	7,677,083百万円
特定取引資産	4,803,455百万円																																																																			
有価証券	12,225,465百万円																																																																			
貸出金	6,323,523百万円																																																																			
その他資産	3,015百万円																																																																			
有形固定資産	321百万円																																																																			
預金	919,936百万円																																																																			
コールマネー及び売渡手形	2,107,316百万円																																																																			
売現先勘定	5,535,298百万円																																																																			
債券貸借取引受入	5,637,754百万円																																																																			
担保金																																																																				
借入金	3,520,547百万円																																																																			
特定取引資産	7,886,916百万円																																																																			
有価証券	12,493,801百万円																																																																			
貸出金	9,233,276百万円																																																																			
その他資産	1,124百万円																																																																			
有形固定資産	250百万円																																																																			
預金	722,682百万円																																																																			
コールマネー及び売渡手形	2,615,300百万円																																																																			
売現先勘定	6,077,936百万円																																																																			
債券貸借取引受入	5,448,010百万円																																																																			
担保金																																																																				
借入金	7,848,690百万円																																																																			
特定取引資産	4,012,042百万円																																																																			
有価証券	8,960,855百万円																																																																			
貸出金	12,437,626百万円																																																																			
その他資産	1,014百万円																																																																			
有形固定資産	297百万円																																																																			
預金	643,196百万円																																																																			
コールマネー及び売渡手形	2,020,400百万円																																																																			
売現先勘定	2,983,330百万円																																																																			
債券貸借取引受入	3,546,611百万円																																																																			
担保金																																																																				
借入金	7,677,083百万円																																																																			

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、56,294,674百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が47,298,851百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、54,405,388百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が47,234,097百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、54,576,376百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が47,284,078百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 123,580百万円</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>11.有形固定資産の減価償却累計額 746,827百万円</p> <p>13.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金790,942百万円が含まれております。</p> <p>14.社債には、劣後特約付社債2,157,641百万円が含まれております。</p> <p>15.国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託903,742百万円、貸付信託63,494百万円であります。</p> <p>16.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,325,026百万円であります。</p>	<p>11.有形固定資産の減価償却累計額 777,513百万円</p> <p>13.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金665,353百万円が含まれております。</p> <p>14.社債には、劣後特約付社債2,149,057百万円が含まれております。</p> <p>15.国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託921,505百万円、貸付信託37,199百万円であります。</p> <p>16.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,202,961百万円であります。</p>	<p>11.有形固定資産の減価償却累計額 747,180百万円</p> <p>12.有形固定資産の圧縮記帳額 39,365百万円</p> <p>13.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金665,942百万円が含まれております。</p> <p>14.社債には、劣後特約付社債2,249,622百万円が含まれております。</p> <p>15.国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託882,035百万円、貸付信託49,756百万円であります。</p> <p>16.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,282,762百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)												
<p>1. その他経常収益には、株式等売却益72,418百万円および一部の国内銀行連結子会社における信用リスク減殺取引に係る利益17,396百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却110,063百万円、株式等償却96,884百万円、貸倒引当金繰入額45,740百万円、一部の国内銀行連結子会社における貸出金代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴う損失27,685百万円、処分方針を決定したその他の証券化商品に関する損失17,614百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、償却債権取立益13,886百万円、固定資産処分益2,191百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失には、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載したリース取引に関する会計基準適用による影響額10,804百万円、固定資産処分損4,648百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益72,732百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額114,081百万円、信用リスク減殺取引に係る費用76,833百万円、貸出金償却69,568百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、証券子会社合併に伴う負のれん発生益67,916百万円、償却債権取立益28,997百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失には、証券子会社合併に伴う持分変動損失34,408百万円及び段階取得に係る損失13,670百万円を含んでおります。</p> <p>6. 外国法人税については、従来、法人税法上損金処理をしていたためその他経常費用に計上しており、前中間連結会計期間においても同様に計上していましたが、前連結会計年度末より法人税法上の税額控除の適用を受けることとしたため、法人税、住民税及び事業税に計上しております。前中間連結会計期間においてこの変更を行った場合、前中間連結会計期間のその他経常費用が18,166百万円減少し、法人税、住民税及び事業税が同額増加します。</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益100,688百万円、一部の国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社における信用リスク減殺取引に係る利益72,617百万円、国内銀行連結子会社における株式等派生商品収益32,096百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、株式等償却482,163百万円及び貸出金償却272,328百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載したリース取引に関する会計基準適用による影響額10,828百万円であります。</p> <p>5. 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>遊休資産</td> <td>ソフト ウェア等</td> <td>9,211</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>その他</td> <td>1,687</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	-	遊休資産	ソフト ウェア等	9,211	-	-	その他	1,687	<p>ソフトウェア等は、一部の国内連結子会社において、次期基幹システム構築の凍結に伴い発生した遊休資産について、減損損失を計上したものであります。減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。回収可能価額については、正味売却価額によっており、正味売却価額は、売却価額を零として評価しております。</p>	<p>6. 外国法人税については、従来、法人税法上損金処理をしていたためその他経常費用に計上していましたが、当連結会計年度末において法人税法上の税額控除の適用を受けることとしたため、法人税、住民税及び事業税に計上しております。この変更により、従来の方法に比べて、その他経常費用が20,684百万円減少し、法人税、住民税及び事業税が同額増加しております。</p>
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)											
-	遊休資産	ソフト ウェア等	9,211											
-	-	その他	1,687											

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	11,396	59	276	11,178	注1
第十一回第十一種優先株式	943	-	28	914	注2
第十三回第十三種優先株式	36	-	-	36	
合計	12,376	59	305	12,130	
自己株式					
普通株式	4	284	277	11	注3
第十一回第十一種優先株式	-	31	28	2	注2
合計	4	315	306	14	

注1. 増加は取得請求によるものであり、減少は自己株式(普通株式)の消却によるものであります。

2. 増加は取得請求によるものであり、減少は自己株式(優先株式)の消却によるものであります。

3. 増加は自己株式(普通株式)の取得(283千株)及び端株の買取(0千株)によるものであり、減少は自己株式(普通株式)の消却(276千株)及び端株の買増請求に応じたこと(0千株)等によるものであります。

2. 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	113,922	10,000	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第十一回 第十一種 優先株式	18,874	20,000	平成20年3月31日	
	第十三回 第十三種 優先株式	1,100	30,000	平成20年3月31日	

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	11,178,940	4,002,425	-	15,181,366	注1
第十一回第十一種優先株式	914,752	-	-	914,752	
第十三回第十三種優先株式	36,690	-	-	36,690	
合計	12,130,382	4,002,425	-	16,132,808	
自己株式					
普通株式	11,335	14	1,960	9,390	注2
第十一回第十一種優先株式	2,801	317,665	-	320,466	注3
合計	14,136	317,679	1,960	329,856	

注1. 増加は取得請求（1,002,425千株）、公募増資（2,804,400千株）及び第三者割当増資（195,600千株）によるものであります。

2. 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は新株予約権（ストック・オプション）の権利行使（1,954千株）及び単元未満株式の買増請求に応じたこと（6千株）によるものであります。

3. 増加は取得請求によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			前連結会計 年度末	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当社	新株予約権 (自己新株 予約権)	-	(-)	(-)	(-)	(-)	
	ストック・ オプション としての新 株予約権			-		1,643	
連結子会社 (自己新株 予約権)				-		663 (-)	
合計				-		2,307 (-)	

3. 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	111,676	10	平成21年3月31日	平成21年6月25日
	第十一回 第十一種 優先株式	18,239	20	平成21年3月31日	
	第十三回 第十三種 優先株式	1,100	30	平成21年3月31日	

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	11,396	11,167,820	276	11,178,940	注1
第十一回第十一種優先株式	943	913,837	28	914,752	注2
第十三回第十三種優先株式	36	36,653	-	36,690	注3
合計	12,376	12,118,311	305	12,130,382	
自己株式					
普通株式	4	11,621	290	11,335	注4
第十一回第十一種優先株式	-	2,829	28	2,801	注5
合計	4	14,451	319	14,136	

- 注1. 増加は取得請求（59千株）並びに端数等無償割当て（11,167,761千株）によるものであり、減少は自己株式（普通株式）の消却によるものであります。
2. 増加は端数等無償割当てによるものであり、減少は自己株式（優先株式）の消却によるものであります。
3. 増加は端数等無償割当てによるものであります。
4. 増加は自己株式（普通株式）の取得（283千株）、端株及び単元未満株式の買取（11千株）並びに端数等無償割当て（11,326千株）によるものであり、減少は自己株式（普通株式）の消却（276千株）並びに端株及び単元未満株式の買増請求に応じたこと（11千株）等によるものであります。
5. 増加は取得請求（31千株）並びに端数等無償割当て（2,798千株）によるものであり、減少は自己株式（優先株式）の消却によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			前連結会計 年度末	当連結会計年度		当連結会計 年度末		
				増加	減少			
当社	新株予約権 (自己新株 予約権)	-	(-)	(-)	(-)	(-)		
	ストック・ オプション としての新 株予約権			-		1,032		
連結子会社 (自己新株 予約権)				-		155 (-)		
合計				-		1,187 (-)		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	113,922	10,000	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第十一回 第十一種 優先株式	18,874	20,000	平成20年3月31日	
	第十三回 第十三種 優先株式	1,100	30,000	平成20年3月31日	

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	111,676	利益剰余金	10	平成21年3月31日	平成21年6月25日
	第十一回 第十一種 優先株式	18,239	利益剰余金	20	平成21年3月31日	
	第十三回 第十三種 優先株式	1,100	利益剰余金	30	平成21年3月31日	

なお、当社は、平成21年1月4日付で端数等無償割当てを実施しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																										
<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <p>平成20年9月30日現在</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">4,171,640</td> </tr> <tr> <td>中央銀行預け金を除く預け金</td> <td style="text-align: right;">1,773,711</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,397,928</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	4,171,640	中央銀行預け金を除く預け金	1,773,711	現金及び現金同等物	2,397,928	<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <p>平成21年9月30日現在</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">4,921,251</td> </tr> <tr> <td>中央銀行預け金を除く預け金</td> <td style="text-align: right;">582,948</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,338,302</td> </tr> </table> <p>2. (表示方法の変更)</p> <p>従来、「金融派生商品資産の純増()減」及び「金融派生商品負債の純増減()」は「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため、前連結会計年度から区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「金融派生商品資産の純増()減」は1,609,910百万円であり、「金融派生商品負債の純増減()」は1,424,537百万円であります。</p> <p>3. 重要な非資金取引の内容</p> <p>みずほ証券株式会社と新光証券株式会社の合併に伴い受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">資産合計</td> <td style="text-align: right;">2,321,155</td> </tr> <tr> <td>うち特定取引資産</td> <td style="text-align: right;">1,008,003</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td style="text-align: right;">2,020,673</td> </tr> <tr> <td>うち特定取引負債</td> <td style="text-align: right;">671,840</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	4,921,251	中央銀行預け金を除く預け金	582,948	現金及び現金同等物	4,338,302	資産合計	2,321,155	うち特定取引資産	1,008,003	負債合計	2,020,673	うち特定取引負債	671,840	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <p>平成21年3月31日現在</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">5,720,253</td> </tr> <tr> <td>中央銀行預け金を除く預け金</td> <td style="text-align: right;">671,581</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,048,671</td> </tr> </table> <p>2. (表示方法の変更)</p> <p>従来、「金融派生商品資産の純増()減」及び「金融派生商品負債の純増減()」は「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため、当連結会計年度から区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「金融派生商品資産の純増()減」は3,516,808百万円であり、「金融派生商品負債の純増減()」は2,635,513百万円であります。</p>	現金預け金勘定	5,720,253	中央銀行預け金を除く預け金	671,581	現金及び現金同等物	5,048,671
現金預け金勘定	4,171,640																											
中央銀行預け金を除く預け金	1,773,711																											
現金及び現金同等物	2,397,928																											
現金預け金勘定	4,921,251																											
中央銀行預け金を除く預け金	582,948																											
現金及び現金同等物	4,338,302																											
資産合計	2,321,155																											
うち特定取引資産	1,008,003																											
負債合計	2,020,673																											
うち特定取引負債	671,840																											
現金預け金勘定	5,720,253																											
中央銀行預け金を除く預け金	671,581																											
現金及び現金同等物	5,048,671																											

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借手側) リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、動産であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借手側) リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 同左</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借手側) リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>
<p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 (1)借手側 1年内 42,353百万円 1年超 158,369百万円 合計 200,722百万円 (2)貸手側 1年内 1,663百万円 1年超 10,214百万円 合計 11,878百万円</p>	<p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 (1)借手側 1年内 41,304百万円 1年超 113,506百万円 合計 154,810百万円 (2)貸手側 1年内 1,633百万円 1年超 8,135百万円 合計 9,768百万円</p>	<p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 (1)借手側 1年内 39,529百万円 1年超 130,461百万円 合計 169,990百万円 (2)貸手側 1年内 1,479百万円 1年超 7,826百万円 合計 9,305百万円</p>

(有価証券関係)

1. (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券、譲渡性預け金及びコマースナル・ペーパー等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」の一部、並びに「その他資産」の一部を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、(中間)財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	130,065	129,938	127
地方債	40,995	40,889	106
その他	248,673	250,800	2,127
合計	419,734	421,628	1,893

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	3,094,392	3,862,888	768,496
債券	18,794,109	18,611,616	182,493
国債	17,544,290	17,369,182	175,107
地方債	64,300	64,370	69
短期社債	4,996	4,995	0
社債	1,180,522	1,173,068	7,454
その他	9,311,329	8,901,050	410,279
外国債券	5,841,193	5,670,252	170,940
買入金銭債権	2,189,754	2,175,189	14,565
その他	1,280,381	1,055,608	224,773
合計	31,199,831	31,375,555	175,723

- (注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用等により損益に反映させた額は50,163百万円(利益)であります。
2. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として当中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、122,463百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・ 時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・ 時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非公募債券	1,800,584
非上場株式	419,103
非上場外国証券	553,902
その他	261,949

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	350,401	353,250	2,848
社債	6,642	6,655	13
その他	54,127	54,193	66
合計	411,171	414,099	2,928

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	2,659,340	2,981,748	322,408
債券	25,616,104	25,700,539	84,434
国債	24,351,857	24,437,217	85,360
地方債	111,584	113,348	1,763
社債	1,152,662	1,149,973	2,689
その他	8,087,124	7,886,838	200,285
外国債券	5,352,306	5,318,266	34,040
買入金銭債権	1,691,735	1,672,124	19,611
その他	1,043,082	896,447	146,634
合計	36,362,570	36,569,127	206,556

- (注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用等により損益に反映させた額は、46,346百万円（利益）であります。
2. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等により、また、それ以外については、当中間連結決算日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当中間連結決算日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。
- 当中間連結会計期間における減損処理額は、10,899百万円であります。
- また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。
- ・ 時価が取得原価の50%以下の銘柄
 - ・ 時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(追加情報)

1. 変動利付国債

国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社は、「有価証券」のうち、実際の売買事例が極めて少ない変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間連結会計期間においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。

なお、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が91,888百万円増加、「繰延税金資産」が16,549百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が71,964百万円、「少数株主持分」が3,374百万円増加しております。

合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

2. 証券化商品

国内銀行連結子会社の欧州拠点及び米州拠点等の貸出代替目的のクレジット投資（証券化商品）につきましては、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいこと、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等が時価とみなせない状況が継続していることから、経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって時価としております。

これにより、従来より継続的にブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等をもって時価としていた場合に比べ、当中間連結会計期間末において、「有価証券」が132,779百万円増加、「繰延税金資産」が422百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が7,821百万円増加し、当中間連結会計期間において、「経常利益」が15,107百万円増加しております。

なお、上記の経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって計上した証券化商品の連結貸借対照表価額は521,056百万円であります。経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法、価格決定変数はデフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等であり、対象となる有価証券の内訳は、住宅ローン担保証券、ローン担保証券、商業不動産ローン担保証券、その他の資産担保証券であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非公募債券	1,831,279
非上場株式	424,867
非上場外国証券	332,079
その他	196,501

前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	7,718,927	40,544

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
国債	50,038	50,140	101	101	-
地方債	11,189	11,193	3	3	-
その他	117,905	119,372	1,466	1,466	-
合計	179,134	180,705	1,571	1,571	-

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	2,788,982	2,605,281	183,701	284,982	468,683
債券	19,496,081	19,507,600	11,518	43,698	32,179
国債	18,531,864	18,555,865	24,001	41,624	17,622
地方債	68,896	69,392	496	715	219
短期社債	-	-	-	-	-
社債	895,321	882,341	12,979	1,358	14,337
その他	7,428,701	7,091,258	337,442	64,521	401,964
外国債券	4,500,549	4,417,909	82,640	52,751	135,391
買入金銭債権	1,939,919	1,913,882	26,037	2,723	28,760
その他	988,232	759,467	228,764	9,047	237,812
合計	29,713,766	29,204,140	509,625	393,202	902,827

（注）1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用等により損益に反映させた額は、62,770百万円（利益）であります。

2. 連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結決算期末月1カ月平均に基づいた市場価格等により、また、それ以外については、当連結決算日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当連結決算日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、455,719百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・ 時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・ 時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

（追加情報）

1. 変動利付国債

国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社は、「有価証券」のうち、実際の売買事例が極めて少ない変動利付国債については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。

なお、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が97,748百万円増加、「繰延税金資産」が7,488百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が85,946百万円、「少数株主持分」が4,312百万円増加しております。

合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

2. 証券化商品

国内銀行連結子会社の欧州拠点及び米州拠点等の貸出代替目的のクレジット投資（証券化商品）につきましては、従来、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等を市場価格に準じるものとして合理的に算定された価額であると判断し、当該評価をもって時価としておりましたが、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等が時価とみなせない状況であると判断し、経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって時価としております。

これにより、「有価証券」が144,286百万円、「その他有価証券評価差額金」が36,908百万円増加しております。また、「その他業務収益」が416百万円増加し、「その他業務費用」が52,883百万円、「その他の経常費用」のうちの主に欧州拠点における投資からの撤退に伴う損失が54,078百万円減少し、「経常損失」が107,378百万円減少しております。なお、上記の経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって計上した証券化商品の連結貸借対照表価額は515,199百万円であります。経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法、価格決定変数はデフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等であり、対象となる有価証券の内訳は、住宅ローン担保証券、ローン担保証券、商業不動産ローン担保証券、その他の資産担保証券であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	57,319,232	289,020	226,218

6. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非公募債券	1,820,998
非上場株式	416,288
非上場外国証券	345,015
その他	249,358

7. 保有目的を変更した有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	7,849,559	9,779,741	2,097,514	1,663,012
国債	7,444,207	8,189,100	1,631,256	1,341,339
地方債	14,827	33,790	31,499	1,053
短期社債	-	-	-	-
社債	390,523	1,556,850	434,758	320,618
その他	1,424,358	2,499,197	1,009,276	1,903,382
合計	9,273,917	12,278,938	3,106,791	3,566,395

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)
該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	1,325	1,295	29

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価等により計上した
ものであります。

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)
該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	1,135	1,111	23

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価等により計上した
ものであります。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	39,426	-

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)
該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	1,316	1,266	49	-	49

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価等により計上したもので
あります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	125,411
その他有価証券	125,441
その他の金銭の信託	29
() 繰延税金負債	57,376
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	68,034
() 少数株主持分相当額	18,787
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	527
その他有価証券評価差額金	48,718

(注) 1. 時価ヘッジの適用等により損益に反映させた額50,163百万円(利益)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2. 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	160,250
その他有価証券	160,274
その他の金銭の信託	23
() 繰延税金負債	29,193
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	131,057
() 少数株主持分相当額	17,121
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	2,470
その他有価証券評価差額金	116,406

(注) 1. 時価ヘッジの適用等により損益に反映させた額46,346百万円(利益)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2. 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金（平成21年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	573,437
その他有価証券	573,387
その他の金銭の信託	49
（+）繰延税金資産	59,225
その他有価証券評価差額金 （持分相当額調整前）	514,211
（-）少数株主持分相当額	3,493
（+）持分法適用会社が所有するその他有価証券に 係る評価差額金のうち親会社持分相当額	1,869
その他有価証券評価差額金	519,574

（注）1. 時価ヘッジの適用等により損益に反映させた額62,770百万円（利益）は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2. 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物	80,035,649	12,658	12,658
	金利オプション	298,538,363	2,057	5,361
店頭	金利先渡契約	55,062,615	4,369	4,369
	金利スワップ	985,989,034	296,469	296,469
	金利オプション	59,207,251	11,079	11,079
	合計	-	-	299,039

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	37,470	3	3
店頭	通貨スワップ	23,039,014	327,520	84,594
	為替予約	42,395,307	2,799	2,799
	通貨オプション	25,413,258	190,111	333,899
	合計	-	-	246,509

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物	228,306	5,196	5,196
	株式指数先物オプション	339,927	3,990	3,040
店頭	有価証券店頭オプション	2,354,303	33,797	5,425
	その他	335,623	37,809	37,809
	合計	-	-	34,541

(注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物	4,610,301	3,472	3,472
	債券先物オプション	133,837	105	89
店頭	債券店頭オプション	1,413,133	474	681
	合計	-	-	4,242

(注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	商品先物	86,276	2,083	2,083
店頭	商品オプション	1,226,204	30,673	30,673
	合計	-	-	28,590

(注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2.商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	21,344,178	14,999	14,999
	合計	-	-	14,999

(注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(7) ウェザーデリバティブ取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)	75	2	2
	合計	-	-	2

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 取引は気温、降雨量等に係るものであります。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引（平成21年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品	金利先物	51,076,848	8,123	8,123
取引所	金利オプション	11,333,822	206	257
店頭	金利先渡契約	44,280,281	3,443	3,443
	金利スワップ	816,957,718	395,773	395,773
	金利オプション	46,576,532	6,125	6,125
	合計	-	-	413,723

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引（平成21年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品	通貨先物	23,277	1	1
取引所	通貨スワップ	22,710,019	375,405	208,193
店頭	為替予約	33,978,097	163,450	163,450
	通貨オプション	20,644,577	539,581	597,512
	合計	-	-	552,767

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成21年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物	145,589	795	795
	株式指数先物オプション	228,983	4,456	678
店頭	株リンクスワップ	412,326	43,295	43,295
	有価証券店頭オプション	1,355,209	52,612	31,151
	その他	47,815	612	612
	合計	-	-	10,056

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引（平成21年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物	3,230,425	3,612	3,612
	債券先物オプション	173,715	164	64
店頭	債券店頭オプション	1,616,793	355	752
	合計	-	-	2,924

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引（平成21年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	商品先物	63,576	784	784
	商品先物オプション	227	134	6
店頭	商品オプション	1,005,259	30,247	30,247
	合計	-	-	29,469

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成21年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	11,273,293	27,649	27,649
	合計	-	-	27,649

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(7) ウェザーデリバティブ取引（平成21年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
店頭	ウェザーデリバティブ （オプション系）	410	4	4
	合計	-	-	4

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2．取引は気温、降雨量等に係るものであります。

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度
(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(1)取引の内容

当社グループは、主に以下のデリバティブ（金融派生商品）取引を行っております。

- A. 金利関連取引：金利スワップ、金利先渡し取引（FRA）、金利先物、金利先物オプション、金利オプション
- B. 通貨関連取引：通貨先物、通貨先物オプション、通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引
- C. 株式関連取引：株式指数先物、株式指数先物オプション、株式店頭オプション、株リンクスワップ
- D. 債券関連取引：債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション
- E. その他：クレジットデリバティブ、コモディティデリバティブ、ウェザーデリバティブ等

(2)利用目的

当社グループは、「お客様の多様なニーズへの対応」、「当社グループが保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM）」としては、主として貸出金・預金等の多数の金銭債権・債務に係る金利リスクをリスク管理方針に従い、当該リスクが共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、金利スワップ取引等を、（キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェア・バリュー・ヘッジの）ヘッジ手段として利用しております。当該取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の相場変動リスク又はキャッシュ・フロー変動リスクがヘッジ手段により高い程度で相殺されることを定期的に検証することにより行っております。

(3)取引に対する取組方針

当社グループは、デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

- A. 「お客様の多様なニーズへの対応」
グループ共通の金融商品勧誘方針に基づき、お客様の知識や経験、財産の状況および取引の目的に照らし、適切な金融商品をお勧めしています。販売に際しては、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解していただきお客様ご自身の判断でお取引いただけるよう、適切な説明に努めております。
- B. 「当社グループが保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM）」
定期的に、「ALM・マーケットリスク委員会」を開催し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。
- C. 「トレーディング業務」
適正なリスク限度及び、厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

(4)取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下のとおりであります。

- A. 信用リスク：取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。
- B. 市場リスク：金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。
- C. 市場流動性リスク：市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。
- D. その他のリスク：当社や銀行子会社等の格付が引下げられた場合に追加担保の提供によりコストが発生するリスク。

(5)取引に係るリスク管理体制

A. 信用リスク管理体制

信用リスクに関する重要事項は「信用リスク管理の基本方針」に則り、取締役会が決定しております。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」を設置し、当社グループのクレジットポートフォリオ運営について総合的に審議、調整を行っております。リスク管理グループ長が所管する総合リスク管理部と与信企画部は共同して、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。デリバティブ取引についてもその他の与信と同一の信用リスク管理を行っております。

B. 市場リスク管理体制

「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定め、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行う専門部署として総合リスク管理部を設置しております。

当社グループは、金利リスク等の総合管理（ALM）を含めた市場リスクについての盤石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握・管理し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っております。

市場リスク管理等について総合的に審議・調整を行う経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、同委員会において、ALMに係る基本方針・資金運用調達に関する事項・リスク計画・市場リスク管理に関する事項の審議・調整や、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等を行っております。

報告体制については、傘下子会社より総合リスク管理部に必要なデータの供給を受け、またリスクの状況等及びリミット等の遵守状況等について定期的及び必要に応じて都度報告を受けており、これら報告等に基づいて市場リスク管理の状況の把握等を行い、市場リスクの状況、リミットの遵守状況等について、日次で社長に、また、定期的及び必要に応じて都度、取締役会及び経営会議等に報告しております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1)金利関連取引（平成21年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	27,419,515	4,717,621	476,612	476,612
	買建	25,264,693	4,922,761	476,742	476,742
	金利オプション				
	売建	4,325,673	20,366	7,338	6,003
	買建	5,404,347	20,171	8,199	6,967
店頭	金利先渡契約				
	売建	30,640,875	615,992	39,057	39,057
	買建	33,128,171	675,421	49,639	49,639
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	427,295,005	275,349,409	14,535,225	14,535,225
	受取変動・支払固定	421,373,263	274,127,417	13,964,999	13,964,999
	受取変動・支払変動	35,769,404	25,362,804	8,224	8,224
	受取固定・支払固定	606,553	354,042	1,393	1,393
	金利オプション				
	売建	34,165,529	19,850,369	412,892	412,892
買建	28,845,065	18,752,146	409,882	409,882	
	合計	-	-	-	585,722

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	22,493,472	16,139,275	492,979	565,049
	為替予約				
	売建	21,832,746	1,772,571	202,466	202,466
	買建	13,089,923	920,760	158,411	158,411
	通貨オプション				
	売建	10,977,837	7,143,873	1,282,273	392,546
	買建	11,901,575	8,151,512	1,580,207	772,307
	合計	-	-	-	229,344

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3)株式関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	127,266	-	11,799	11,799
	買建	47,275	-	671	671
	株式指数先物オプション				
	売建	102,775	-	4,717	69
	買建	96,410	9,004	4,493	570
店頭	株リンクスワップ	378,840	373,651	71,807	71,807
	有価証券店頭オプション				
	売建	682,542	353,585	164,415	103,305
	買建	587,521	265,533	97,089	57,648
	その他				
	売建	50	-	0	0
	買建	45,269	34,329	1,162	1,162
	合計	-	-	-	12,017

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4)債券関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	1,439,219	-	9,931	9,931
	買建	1,090,299	-	8,833	8,833
	債券先物オプション				
	売建	39,462	-	31	40
	買建	82,393	-	224	53
店頭	債券店頭オプション				
	売建	672,831	39,975	2,466	356
	買建	646,393	16,721	287	1,485
	合計	-	-	-	2,952

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5)商品関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	商品先物				
	売建	18,924	6,450	4,720	4,720
	買建	23,488	5,747	6,208	6,208
店頭	商品オプション				
	売建	623,621	483,277	87,570	87,570
	買建	607,075	460,691	59,486	59,486
	合計	-	-	-	26,596

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、ニューヨーク商業取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6)クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ				
	売建	7,466,539	6,631,448	475,432	475,432
	買建	8,894,025	7,569,719	565,893	565,893
	合計	-	-	-	90,460

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 割引現在価値や取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7)ウェザーデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)				
	売建	17	-	2	2
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	-	2

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
 取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 取引は気温、降雨量等に係るものであります。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 707百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

(1)当社

	株式会社みずほフィナンシャルグループ 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名 当社の執行役員 4名 子会社の取締役 14名 子会社の執行役員 71名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 5,835,000株
付与日	平成21年9月25日
権利確定条件	当社、株式会社みずほ銀行又は株式会社みずほコーポレート銀行の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。
対象勤務期間	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
権利行使期間	自 平成21年9月28日 至 平成41年9月25日
権利行使価格	1株につき1円
付与日における公正な評価単価	1株につき168円69銭

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2)みずほ信託銀行株式会社

	みずほ信託銀行株式会社 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	同社の取締役 7名 同社の執行役員 18名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 1,744,000株
付与日	平成21年7月10日
権利確定条件	みずほ信託銀行株式会社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、同社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。
対象勤務期間	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
権利行使期間	自 平成21年7月11日 至 平成41年7月10日
権利行使価格	1株につき1円
付与日における公正な評価単価	1株につき110円00銭

(注) 株式数に換算して記載しております。

(3)みずほ証券株式会社

	みずほ証券株式会社 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	同社の取締役 8名 同社の執行役員 60名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 1,217,000株
付与日	平成21年8月18日
権利確定条件	みずほ証券株式会社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、同社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できるものとする。但し、同社の取締役又は執行役員の地位を喪失した後、引続き同社の取締役又は執行役員に就任する場合はこの限りではなく、最終的に同社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できるものとする。
対象勤務期間	自 平成21年7月1日 至 平成22年3月31日
権利行使期間	自 平成21年8月19日 至 平成41年8月18日
権利行使価格	1株につき1円
付与日における公正な評価単価	1株につき306円21銭

(注) 株式数に換算して記載しております。

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 1,187百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 当社

ストック・オプションの内容

	株式会社みずほフィナンシャルグループ 第1回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役	4名
	当社の執行役員	4名
	子会社の取締役	14名
	子会社の執行役員	71名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式	5,409,000株
付与日	平成21年2月16日	
権利確定条件	当社、株式会社みずほ銀行又は株式会社みずほコーポレート銀行の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。	
対象勤務期間	自 平成20年7月1日 至 平成21年3月31日	
権利行使期間	自 平成21年2月17日 至 平成41年2月16日	

(注) 株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの規模及びその変動状況

(イ) ストック・オプションの数

	株式会社みずほフィナンシャルグループ 第1回新株予約権	
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	-	
付与	5,409,000	
失効	-	
権利確定	130,000	
未確定残	5,279,000	
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	-	
権利確定	130,000	
権利行使	-	
失効	-	
未行使残	130,000	

(注) ストック・オプションの数は株式数に換算して記載しております。

(ロ) 単価情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ 第1回新株予約権	
権利行使価格	1株につき1円
行使時平均株価	-
付与日における公正な評価単価	1株につき190円91銭

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された株式会社みずほフィナンシャルグループ第1回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(イ) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル

(ロ) 主な基礎数値及び見積方法

株式会社みずほフィナンシャルグループ 第1回新株予約権	
株価変動性 (注) 1	61.05%
予想残存期間 (注) 2	1.78年
予想配当 (注) 3	1株につき10円
無リスク利率 (注) 4	0.379%

(注) 1. 割当日前営業日(平成21年2月13日)から予想残存期間(1.78年)に相当する過去93週分の当社株価より算定したヒストリカル・ボラティリティを採用しております。

2. 当社及び割当対象子会社の役員の平均的な就任期間に基づき見積もっております。

3. 平成21年3月期の普通株式予想配当によります。

4. 予想残存期間に対応する日本国債の利回りを採用しております。

ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(2) みずほ信託銀行株式会社

ストック・オプションの内容

みずほ信託銀行株式会社 第1回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	同社の取締役 7名 同社の執行役員 20名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,695,000株
付与日	平成21年2月16日
権利確定条件	みずほ信託銀行株式会社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、同社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。
対象勤務期間	自 平成20年7月1日 至 平成21年3月31日
権利行使期間	自 平成21年2月17日 至 平成41年2月16日

(注) 株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの規模及びその変動状況

(イ) スtock・オプションの数

	みずほ信託銀行株式会社 第1回新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	1,695,000
失効	-
権利確定	-
未確定残	1,695,000
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注) スtock・オプションの数は株式数に換算して記載しております。

(ロ) 単価情報

	みずほ信託銀行株式会社 第1回新株予約権
権利行使価格	1株につき1円
行使時平均株価	-
付与日における公正な評価単価	1株につき91円49銭

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたみずほ信託銀行株式会社第1回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(イ) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル

(ロ) 主な基礎数値及び見積方法

	みずほ信託銀行株式会社 第1回新株予約権
株価変動性 (注) 1	46.19%
予想残存期間 (注) 2	1.52年
予想配当 (注) 3	1株につき1円
無リスク利子率 (注) 4	0.359%

(注) 1. 割当日前営業日(平成21年2月13日)から予想残存期間(1.52年)に相当する過去79週分の同社株価より算定したヒストリカル・ボラティリティを採用しております。

2. 同社役員の平均的な就任期間に基づき見積もっております。

3. 割当日前営業日(平成21年2月13日)における平成21年3月期の普通株式予想配当によります。

4. 予想残存期間に対応する日本国債の利回りを採用しております。

ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	1,572,028	267,870	63,694	1,903,592	-	1,903,592
(2)セグメント間の内部経常収益	22,433	37,492	65,484	125,410	(125,410)	-
計	1,594,461	305,362	129,178	2,029,003	(125,410)	1,903,592
経常費用	1,530,251	316,893	120,893	1,968,038	(121,234)	1,846,804
経常利益 (は経常損失)	64,210	11,530	8,284	60,964	(4,175)	56,788

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業、信託業
- (2) 証券業.....証券業
- (3) その他の事業...投資顧問業等

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	1,236,998	198,415	49,619	1,485,032	-	1,485,032
(2)セグメント間の内部経常収益	12,925	9,434	61,550	83,911	(83,911)	-
計	1,249,924	207,849	111,170	1,568,943	(83,911)	1,485,032
経常費用	1,188,116	159,826	111,399	1,459,343	(78,100)	1,381,242
経常利益 (は経常損失)	61,807	48,022	229	109,600	(5,810)	103,789

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業、信託業
- (2) 証券業.....証券業
- (3) その他の事業...投資顧問業等

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	3,065,295	318,234	130,899	3,514,428	-	3,514,428
(2)セグメント間の内部経常収益	36,760	56,924	151,470	245,155	(245,155)	-
計	3,102,055	375,158	282,370	3,759,584	(245,155)	3,514,428
経常費用	3,488,527	396,578	263,456	4,148,562	(239,001)	3,909,560
経常利益 (は経常損失)	386,471	21,420	18,913	388,978	(6,153)	395,131

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業、信託業
- (2) 証券業.....証券業
- (3) その他の事業...投資顧問業等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	1,253,414	226,278	316,381	107,517	1,903,592	-	1,903,592
(2)セグメント間の内部経常収益	36,587	61,812	22,469	889	121,758	(121,758)	-
計	1,290,002	288,091	338,850	108,406	2,025,351	(121,758)	1,903,592
経常費用	1,231,166	240,799	402,067	88,780	1,962,814	(116,010)	1,846,804
経常利益 (は経常損失)	58,835	47,292	63,217	19,625	62,536	(5,747)	56,788

(注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、カナダ、アメリカ等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対す る経常収益	1,227,395	86,286	117,496	53,853	1,485,032	-	1,485,032
(2)セグメント間の 内部経常収益	65,641	64,723	4,459	1,306	136,129	(136,129)	-
計	1,293,036	151,009	121,956	55,159	1,621,162	(136,129)	1,485,032
経常費用	1,155,834	113,943	164,748	36,741	1,471,269	(90,026)	1,381,242
経常利益 (は経常損失)	137,201	37,065	42,792	18,418	149,893	(46,103)	103,789

(注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、カナダ、アメリカ等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。

3. 国内銀行連結子会社の欧州拠点及び米州拠点等の貸出代替目的のクレジット投資（証券化商品）につきましては、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等が時価とみなせない状況が継続していることから、経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって時価としております。

これにより、従来より継続的にブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等をもって時価としていた場合に比べ、当中間連結会計期間において、経常損失が欧州について15,107百万円減少しております。

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対す る経常収益	2,606,492	378,876	344,862	184,196	3,514,428	-	3,514,428
(2)セグメント間の 内部経常収益	100,740	117,395	30,157	1,303	249,596	(249,596)	-
計	2,707,233	496,271	375,019	185,500	3,764,025	(249,596)	3,514,428
経常費用	3,113,927	398,604	479,813	154,037	4,146,383	(236,822)	3,909,560
経常利益 (は経常損失)	406,693	97,667	104,794	31,462	382,358	(12,773)	395,131

(注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、カナダ、アメリカ等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。

3. 国内銀行連結子会社の欧州拠点及び米州拠点等の貸出代替目的のクレジット投資（証券化商品）につきましては、従来、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等を市場価格に準じるものとして合理的に算定された価額であると判断し、当該評価をもって時価としておりましたが、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等が時価とみなせない状況であると判断し、経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって時価としております。

これにより、経常収益が欧州について416百万円増加し、経常費用が日本について6,814百万円、米州について589百万円、欧州について99,558百万円それぞれ減少しております。結果、経常利益が米州について589百万円増加し、経常損失が日本について6,814百万円、欧州について99,975百万円それぞれ減少しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	金額（百万円）
海外経常収益	650,177
連結経常収益	1,903,592
海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％）	34.1

（注）1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2．海外経常収益は、国内連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

	金額（百万円）
海外経常収益	257,637
連結経常収益	1,485,032
海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％）	17.3

（注）1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2．海外経常収益は、国内連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	金額（百万円）
海外経常収益	907,935
連結経常収益	3,514,428
海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％）	25.8

（注）1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2．海外経常収益は、国内連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

当社の連結子会社であるみずほ証券株式会社(以下「旧みずほ証券」という。)と持分法適用の関連会社である新光証券株式会社(以下「新光証券」という。)は、それぞれ平成21年3月4日の取締役会の承認を経て合併契約を締結し、平成21年4月3日に開催された両社の株主総会において当該合併契約承認が決議され、平成21年5月7日に合併(以下「本合併」という。)致しました。

被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、議決権比率、取得企業を決定するに至った主な根拠

- a. 被取得企業の名称 新光証券株式会社
- b. 事業の内容 金融商品取引業
- c. 企業結合を行った主な理由 みずほフィナンシャルグループの一員として、銀行系の証券会社としての強みを生かし、先行きの不透明感の強い市場の中で競争力をつけるとともに、お客さまへのサービス提供力を向上させ、更には、グローバルベースで競争力のある最先端の総合金融サービスを提供できる体制への再構築が必要であると判断したため
- d. 企業結合日 平成21年5月7日
- e. 企業結合の法的形式 新光証券を吸収合併存続会社とし、旧みずほ証券を吸収合併消滅会社とした合併
- f. 結合後企業の名称 みずほ証券株式会社
- g. 議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	27.32%
企業結合日に追加取得した議決権比率	32.19%
取得後の議決権比率	59.51%
- h. 取得企業を決定するに至った主な根拠 法的に消滅会社となる旧みずほ証券の株主である株式会社みずほコーポレート銀行が、本合併により新会社の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合会計上は旧みずほ証券が取得企業に該当し、新光証券が被取得企業となったもの

中間連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成21年5月7日から平成21年9月30日まで

被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	旧みずほ証券の普通株式	107,864百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	118百万円
取得原価		107,983百万円

合併比率、算定方法、交付株式数、段階取得に係る損益

a. 合併比率

会社名	新光証券(存続会社)	旧みずほ証券(消滅会社)
合併比率	1	122

b. 算定方法

旧みずほ証券及び新光証券は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、それぞれ合併比率算定のための第三者評価機関を任命し、その算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況等の要因を総合的に勘案し、両社で合併比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記合併比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

c. 交付株式数

普通株式 815,570,000株

d. 段階取得に係る損益 13,670百万円(特別損失に含んでおります。)

発生した負ののれんの金額、発生原因、会計処理

a. 発生した負ののれんの金額 67,916百万円(特別利益に含んでおります。)

b. 発生原因

被取得企業に係る当社の持分額と取得原価との差額によります。

c. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)の早期適用により、負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しております。

企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	2,321,155百万円
	うち特定取引資産	1,008,003百万円
b. 負債の額	負債合計	2,020,673百万円
	うち特定取引負債	671,840百万円

のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	73,949百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	73,949百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16年

取得企業の合併に伴う持分変動損益 34,408百万円（特別損失に含んでおります。）

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	211,407円06銭	175円05銭	104円38銭
1株当たり中間(当期)純利益金額 (は1株当たり中間(当期)純損失金額)	8,373円41銭	6円89銭	54円14銭
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	7,078円95銭	6円17銭	-

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額				
純資産の部の合計額	百万円	4,968,143	5,605,965	4,186,606
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	2,607,235	2,949,978	3,020,835
(うち優先株式払込金額)	百万円	(948,692)	(630,976)	(948,641)
(うち優先配当額)	百万円	(-)	(-)	(19,339)
(うち新株予約権)	百万円	(-)	(2,307)	(1,187)
(うち少数株主持分)	百万円	(1,658,543)	(2,316,695)	(2,051,667)
普通株式に係る中間期末(期末)の純 資産額	百万円	2,360,908	2,655,987	1,165,770
1株当たり純資産額の算定に用いら れた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	11,167	15,171,975	11,167,604

(注) 2. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益 (は中間(当期)純損失)	百万円	94,577	87,806	588,814
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-	19,339
(うち優先配当額)	百万円	(-)	(-)	(19,339)
普通株式に係る中間(当期)純利益 (は中間(当期)純損失)	百万円	94,577	87,806	608,153
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	11,294	12,743,594	11,231,269

(注) 3 . 潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期) 純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、前連結会計年度は 1 株当たり当期純損失であることから、記載しておりません。

		前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
潜在株式調整後 1 株当たり 中間 (当期) 純利益金額				
中間 (当期) 純利益調整額	百万円	-	4	-
(うち連結子会社の潜在株式 による調整額)	百万円	(-)	(4)	-
普通株式増加数	千株	2,065	1,467,650	-
(うち優先株式)	千株	(2,065)	(1,463,600)	-
(うち新株予約権)	千株	(-)	(4,050)	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株 当たり中間 (当期) 純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要				第十一回第十一種優先株式 第 1 回新株予約権 優先株式の概要は、「第 4 提出会社の状況」、 「1 株式等の状況」の 「(1) 株式の総数等」に 記載しております。 新株予約権の概要は、「第 4 提出会社の状況」、 「1 株式等の状況」の 「(2) 新株予約権等の状 況」に記載しております。 みずほ信託銀行株式会社 第 1 回新株予約権 (新株予約権の数 1,695個)

(注) 4 . 当社は、平成21年 1月 4日付で端数等無償割当てを実施しております。

当該端数等無償割当てが前期首に行われたと仮定した場合の 1 株当たり情報は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)
1 株当たり純資産額	211円40銭
1 株当たり中間純利益金額	8円37銭
潜在株式調整後 1 株当たり 中間純利益金額	7円07銭

(重要な後発事象)

<p>前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
		<p>1. 当社の連結子会社であるみずほ証券株式会社(以下「旧みずほ証券」という。)と持分法適用の関連会社である新光証券株式会社(以下「新光証券」という。)は、それぞれ平成21年3月4日の取締役会の承認を経て合併契約を締結し、平成21年4月3日に開催された両社の株主総会において当該合併契約承認が決議され、平成21年5月7日に合併(以下「本合併」という。)いたしました。</p> <p>(1)被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得企業を決定するに至った主な根拠</p> <p>被取得企業の名称 新光証券株式会社</p> <p>事業の内容 金融商品取引業</p> <p>企業結合を行った主な理由 みずほフィナンシャルグループの一員として、銀行系の証券会社としての強みを生かし、先行きの不透明感の強い市場の中で競争力をつけるとともに、お客さまへのサービス提供力を向上させ、更には、グローバルベースで競争力のある最先端の総合金融サービスを提供できる体制への再構築が必要であると判断したため</p> <p>企業結合日 平成21年5月7日</p> <p>企業結合の法的形式 新光証券を吸収合併存続会社とし、旧みずほ証券を吸収合併消滅会社とした合併</p> <p>結合後企業の名称 みずほ証券株式会社</p> <p>取得企業を決定するに至った主な根拠 法的に消滅会社となる旧みずほ証券の株主である株式会社みずほコーポレート銀行が、本合併により新会社の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合会計上は旧みずほ証券が取得企業に該当し、新光証券が被取得企業となったもの</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)						
		<p>(2)合併比率、算定方法、交付株式数 合併比率</p> <table border="1" data-bbox="959 277 1386 376"> <thead> <tr> <th data-bbox="959 277 1102 338">会社名</th> <th data-bbox="1102 277 1246 338">新光証券 (存続会社)</th> <th data-bbox="1246 277 1386 338">旧みずほ証券 (消滅会社)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="959 338 1102 376">合併比率</td> <td data-bbox="1102 338 1246 376">1</td> <td data-bbox="1246 338 1386 376">122</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定方法 旧みずほ証券及び新光証券は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、それぞれ合併比率算定のための第三者評価機関を任命し、その算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況等の要因を総合的に勘案し、両社で合併比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記合併比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。</p> <p>交付株式数 普通株式 815,570,000株</p>	会社名	新光証券 (存続会社)	旧みずほ証券 (消滅会社)	合併比率	1	122
会社名	新光証券 (存続会社)	旧みずほ証券 (消滅会社)						
合併比率	1	122						

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>2. 当社は、平成21年5月15日に、新株式発行について取締役会決議を行い、新株式に関する発行登録書を関東財務局長に提出しております。発行登録書の概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 募集有価証券の種類 当社普通株式</p> <p>(2) 発行予定期間 発行登録の効力発生日から1年を経過する日まで (平成21年5月23日～平成22年5月22日)</p> <p>(3) 募集方法 一般募集</p> <p>(4) 発行予定額 6,000億円を上限とします。</p> <p>(5) 資金用途 当社の連結子会社への出資に充当する予定です。</p> <p>(6) 引受証券会社(予定) 引受人のうち、主たるものは、みずほ証券株式会社(東京都千代田区大手町一丁目5番1号)、野村證券株式会社(東京都中央区日本橋一丁目9番1号)、JPモルガン証券株式会社(東京都千代田区丸の内二丁目7番3号)及びメリルリンチ日本証券株式会社(東京都中央区日本橋一丁目4番1号)を予定しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>3. 当社は、平成21年5月15日に、当社グループの海外特別目的子会社が発行した優先出資証券の償還に関する取締役会決議を行いました。償還される優先出資証券の概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1)発行体 Mizuho Preferred Capital (Cayman) Limited</p> <p>(2)発行証券の種類 配当非累積型永久優先出資証券</p> <p>(3)償還総額 176,000百万円</p> <p>(4)償還予定日 平成21年6月30日</p> <p>(5)償還理由 任意償還期日到来による</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>4. 当社は、平成21年5月15日に「海外特別目的子会社の設立及び優先出資証券の発行に関するお知らせ」において公表いたしました優先出資証券の発行条件を、平成21年6月23日に決定しております。発行される優先出資証券の概要は以下のとおりであります。なお、今後、平成21年5月15日に設立された海外特別目的子会社</p> <p>(Mizuho Capital Investment (JPY) 5 Limited、 Mizuho Capital Investment (JPY) 6 Limited、 Mizuho Capital Investment (JPY) 7 Limited)</p> <p>により、優先出資証券が追加発行されることがあります。</p> <p>(1)発行体 Mizuho Capital Investment (JPY) 5 Limited (英国領ケイマン諸島に設立した、当社が議決権を100%保有する海外特別目的子会社)</p> <p>(2)発行証券の種類 配当非累積型永久優先出資証券</p> <p>(3)発行総額 139,500百万円</p> <p>(4)配当率 年4.26% (平成26年6月まで固定配当) 平成26年6月以降は変動配当 (ステップ・アップなし)</p> <p>(5)払込予定日 平成21年6月30日</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>5. 当社の子会社である株式会社みずほ銀行は、平成21年5月15日開催の取締役会において、以下の(1)資本準備金の額の減少及び(2)剰余金の処分について、平成21年6月24日開催の定時株主総会の議案として提出することを決議し、同日開催の定時株主総会において承認されました。</p> <p>(1)資本準備金の額の減少</p> <p>今後の分配可能額の確保及び充実に備えるため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を行い、同額をその他資本剰余金に振替えております。</p> <p>資本準備金の減少の方法及び減少する準備金の額</p> <p>資本準備金762,345百万円のうち321,638百万円の減少を行い、同額をその他資本剰余金に振替えております。</p> <p>効力発生日 平成21年6月24日</p> <p>(2)剰余金の処分</p> <p>会社法第452条の規定に基づき、(1)にて振替後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振替え、損失を処理しております。</p> <p>減少する剰余金の額 その他資本剰余金 130,913百万円 増加する剰余金の額 繰越利益剰余金 130,913百万円</p> <p>これにより、当社の連結貸借対照表において資本剰余金が130,913百万円減少し、利益剰余金と同額増加しております。</p>

2【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
経常収益		946,218		781,561
資金運用収益		610,769		404,774
(うち貸出金利息)		356,353		262,584
(うち有価証券利息配当金)		141,609		97,161
信託報酬		16,747		13,666
役務取引等収益		140,028		142,941
特定取引収益		55,691		112,119
その他業務収益		63,418		29,467
その他経常収益	1	59,563	1	78,590
経常費用		973,228		662,573
資金調達費用		340,839		104,860
(うち預金利息)		116,426		41,292
(うち債券利息)		4,619		3,163
役務取引等費用		28,445		22,601
特定取引費用		14,696		-
その他業務費用		38,632		54,104
営業経費		307,996		330,871
その他経常費用	2	272,010	2	150,136
経常利益又は経常損失()		27,009		118,988
特別利益	3	15,928	3	12,965
特別損失	4	4,963	4	8,564
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前 四半期純損失()		47,901		123,388
法人税、住民税及び事業税		7,983		6,427
法人税等還付税額		-		251
法人税等調整額		22,031		928
法人税等合計		14,048		5,750
少数株主損益調整前四半期純利益				117,638
少数株主利益		4,557		25,340
四半期純利益又は四半期純損失()		38,410		92,298

<p>前第 2 四半期連結会計期間 (自 平成20年 7月 1日 至 平成20年 9月30日)</p>	<p>当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成21年 7月 1日 至 平成21年 9月30日)</p>
<p>1. その他経常収益には、株式等売却益30,287百万円および一部の国内銀行連結子会社における信用リスク減殺取引に係る利益16,191百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、株式等償却94,359百万円、貸出金償却85,731百万円、貸倒引当金繰入額45,740百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、貸倒引当金戻入額18,439百万円の減少、償却債権取立益5,399百万円、固定資産処分益888百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失には、固定資産処分損4,121百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益58,328百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額77,511百万円、貸出金償却18,489百万円、一部の国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社における信用リスク減殺取引に係る費用16,190百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、償却債権取立益11,386百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失には、証券子会社の合併関連費用4,176百万円、減損損失2,412百万円、固定資産処分損1,960百万円を含んでおります。</p>

3【中間財務諸表】
 (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	8,683	12,322	16,056
未収入金	89,928	808	90,120
その他	3,446	3,397	1,887
流動資産合計	102,058	16,528	108,064
固定資産			
有形固定資産	1 1,540	1 1,276	1 1,327
無形固定資産	4,424	3,708	4,123
投資その他の資産	4,442,796	5,208,975	4,439,225
関係会社株式	4,436,376	5,233,951	4,431,880
その他	2 6,420	2 7,880	2 7,345
投資損失引当金	-	32,856	-
固定資産合計	4,448,761	5,213,961	4,444,677
資産合計	4,550,820	5,230,489	4,552,741
負債の部			
流動負債			
短期借入金	720,000	700,000	700,000
短期社債	140,000	270,000	160,000
リース債務	4	-	-
未払法人税等	70	65	-
賞与引当金	260	260	272
偶発損失引当金	-	-	77,620
その他	3,107	5,197	2,085
流動負債合計	863,442	975,523	939,978
固定負債			
社債	-	240,000	-
退職給付引当金	1,108	1,360	1,231
その他	2,870	2,751	2,919
固定負債合計	3,978	244,111	4,151
負債合計	867,421	1,219,635	944,130
純資産の部			
株主資本			
資本金	1,540,965	1,805,565	1,540,965
資本剰余金			
資本準備金	385,241	649,841	385,241
資本剰余金合計	385,241	649,841	385,241
利益剰余金			
利益準備金	4,350	4,350	4,350
その他利益剰余金	1,759,131	1,554,688	1,683,272
繰越利益剰余金	1,759,131	1,554,688	1,683,272
利益剰余金合計	1,763,481	1,559,038	1,687,622
自己株式	6,270	5,183	6,218
株主資本合計	3,683,417	4,009,261	3,607,610
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	19	51	32
評価・換算差額等合計	19	51	32
新株予約権	-	1,643	1,032
純資産合計	3,683,398	4,010,853	3,608,611
負債純資産合計	4,550,820	5,230,489	4,552,741

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間		当中間会計期間		前事業年度の
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	要約損益計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益	426,950		19,607		442,701
営業費用					
販売費及び一般管理費	1 9,685		1 9,638		1 19,968
営業費用合計	9,685		9,638		19,968
営業利益	417,265		9,968		422,733
営業外収益	2 189		2 2,700		2 246
営業外費用	3 6,186		3 9,620		3 11,017
経常利益	411,268		3,048		411,961
特別利益	44,675		-		46,069
特別損失	1,426		3		4 79,335
税引前中間純利益	454,517		3,044		378,695
法人税、住民税及び事業税	2		2		6
法人税等調整額	85		50		126
法人税等合計	82		48		120
中間純利益	454,600		3,093		378,815

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	1,540,965	1,540,965	1,540,965
当中間期変動額			
新株の発行	-	264,600	-
当中間期変動額合計	-	264,600	-
当中間期末残高	1,540,965	1,805,565	1,540,965
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	385,241	385,241	385,241
当中間期変動額			
新株の発行	-	264,600	-
当中間期変動額合計	-	264,600	-
当中間期末残高	385,241	649,841	385,241
資本剰余金合計			
前期末残高	385,241	385,241	385,241
当中間期変動額			
新株の発行	-	264,600	-
当中間期変動額合計	-	264,600	-
当中間期末残高	385,241	649,841	385,241
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	4,350	4,350	4,350
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	4,350	4,350	4,350
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	1,584,764	1,683,272	1,584,764
当中間期変動額			
剰余金の配当	133,898	131,015	133,898
中間純利益	454,600	3,093	378,815
自己株式の処分	26	661	101
自己株式の消却	146,308	-	146,308
当中間期変動額合計	174,367	128,583	98,507
当中間期末残高	1,759,131	1,554,688	1,683,272
利益剰余金合計			
前期末残高	1,589,114	1,687,622	1,589,114
当中間期変動額			
剰余金の配当	133,898	131,015	133,898
中間純利益	454,600	3,093	378,815
自己株式の処分	26	661	101
自己株式の消却	146,308	-	146,308
当中間期変動額合計	174,367	128,583	98,507
当中間期末残高	1,763,481	1,559,038	1,687,622

(単位：百万円)

	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度の
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
自己株式			
前期末残高	2,447	6,218	2,447
当中間期変動額			
自己株式の取得	150,272	3	150,359
自己株式の処分	140	1,037	280
自己株式の消却	146,308	-	146,308
当中間期変動額合計	3,822	1,034	3,770
当中間期末残高	6,270	5,183	6,218
株主資本合計			
前期末残高	3,512,873	3,607,610	3,512,873
当中間期変動額			
新株の発行	-	529,200	-
剰余金の配当	133,898	131,015	133,898
中間純利益	454,600	3,093	378,815
自己株式の取得	150,272	3	150,359
自己株式の処分	114	376	179
当中間期変動額合計	170,544	401,650	94,737
当中間期末残高	3,683,417	4,009,261	3,607,610
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	27	32	27
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	8	19	4
当中間期変動額合計	8	19	4
当中間期末残高	19	51	32
新株予約権			
前期末残高	-	1,032	-
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	-	611	1,032
当中間期変動額合計	-	611	1,032
当中間期末残高	-	1,643	1,032
純資産合計			
前期末残高	3,512,845	3,608,611	3,512,845
当中間期変動額			
新株の発行	-	529,200	-
剰余金の配当	133,898	131,015	133,898
中間純利益	454,600	3,093	378,815
自己株式の取得	150,272	3	150,359
自己株式の処分	114	376	179
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	8	591	1,027
当中間期変動額合計	170,552	402,242	95,765
当中間期末残高	3,683,398	4,010,853	3,608,611

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式、関連会社株式及び時価のないその他有価証券については、移動平均法による原価法により行っております。	同左	同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、建物については定額法)を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 4年~50年 器具及び備品 : 2年~17年 (2) 無形固定資産 商標権については、定額法を採用し、10年で償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法で償却しております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、建物については定額法)を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 8年~50年 器具及び備品 : 2年~17年 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法で償却しております。
3. 繰延資産の処理方法		株式交付費及び社債発行費については発生時に全額費用処理しております。	

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(1) 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(1) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 偶発損失引当金 翌事業年度の関係会社に係る資金負担見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p>
5. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>		<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
<p>中間貸借対照表上「未払法人税等」は、前中間会計期間末まで「流動負債のその他」に含めて表示しておりましたが、中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間末より区分掲記しております。なお、前中間会計期間末の「未払法人税等」の金額は101百万円です。</p>	

【追加情報】

<p>前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p>平成21年 1月 5日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。)が施行されます。これにより、株券電子化後の新しい「振替制度」のもとでは端株を取り扱うことができなくなるため、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)第88条の規定に基づき、すべての株主及び端株主に対して端数等無償割当てを行うことを平成20年 6月26日の定時株主総会において決議しております。その内容は以下のとおりであります。</p> <p>割り当てる株式及び端数の数の算出方法 普通株式、各種優先株式及び端株の数に応じて、新たな払込みなしに1株につき999株及び1株に満たない株式の端数0.01につき9.99株の割合で、それぞれ同一の種類の株式及び端数を割り当てるものとします。</p> <p>端数等無償割当てが効力を生ずる日 決済合理化法の施行日の前日 (平成21年 1月 4日)</p> <p>また、本件と同時に単元株式制度を導入し、整備法第88条第5項に基づき単元株式数を1,000株といたします。さらに、これに合わせて投資単位を現在の10分の1に引き下げるため、平成20年 5月15日開催の取締役会において、会社法第195条に基づき、決済合理化法の施行日の前日(平成21年 1月 4日)を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に減少させる旨の定款変更を決議しております。</p>	<p>(スプレッド方式による新株式発行)</p> <p>平成21年 7月23日を払込期日とする募集による新株式発行(2,804,400千株)は、引受会社が払込金額(1株当たり176.40円)にて買取引受けを行い、これを払込金額と異なる発行価格(1株当たり184円)で投資家に販売するスプレッド方式によっております。</p> <p>スプレッド方式では、払込金額の総額と発行価格の総額の差額は引受会社の手取金とし、当該手取金は引受会社の引受手数料として各引受会社に分配されます。従って、営業外費用には本発行に係る引受手数料相当額21,313百万円は含まれておりません。</p>	

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は1,155百万円となっております。</p> <p>2.担保に供している資産 投資その他の資産のうち3,401百万円</p> <p>3.保証債務</p> <p>(1) Mizuho Financial Group (Cayman) Limited発行の劣後特約付社債に対し劣後特約付保証431,547百万円を行っております。</p> <p>(2) みずほコーポレート銀行及びMizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaftのドイツ国内の預金に対し、ドイツ預金保険機構規約に基づき、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。</p> <p>みずほコーポレート銀行 30,743百万円</p> <p>Mizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaft 8,994百万円</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は1,549百万円となっております。</p> <p>2.担保に供している資産 投資その他の資産のうち3,398百万円</p> <p>3.保証債務</p> <p>(1) Mizuho Financial Group (Cayman) Limited発行の劣後特約付社債に対し劣後特約付保証276,226百万円を行っております。</p> <p>(2) みずほコーポレート銀行及びMizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaftのドイツ国内の預金に対し、ドイツ預金保険機構規約に基づき、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。</p> <p>みずほコーポレート銀行 26,843百万円</p> <p>Mizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaft 1,471百万円</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は1,380百万円となっております。</p> <p>2.担保に供している資産 投資その他の資産のうち3,398百万円</p> <p>3.保証債務</p> <p>(1) Mizuho Financial Group (Cayman) Limited発行の劣後特約付社債に対し劣後特約付保証402,661百万円を行っております。</p> <p>(2) みずほコーポレート銀行及びMizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaftのドイツ国内の預金に対し、ドイツ預金保険機構規約に基づき、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。</p> <p>みずほコーポレート銀行 26,322百万円</p> <p>Mizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaft 9,169百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>1.減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 218百万円</p> <p>無形固定資産 678百万円</p> <p>2.営業外収益のうち主要なもの</p> <p>受取利息 90百万円</p> <p>3.営業外費用のうち主要なもの</p> <p>支払利息 5,582百万円</p> <p>短期社債利息 577百万円</p>	<p>1.減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 169百万円</p> <p>無形固定資産 743百万円</p> <p>2.営業外収益のうち主要なもの</p> <p>新株式発行及び社債発行等に係る関係会社受入手数料 2,293百万円</p> <p>受取利息 28百万円</p> <p>有価証券利息 1百万円</p> <p>3.営業外費用のうち主要なもの</p> <p>新株式発行及び社債発行等に係る費用 4,116百万円</p> <p>支払利息 2,916百万円</p> <p>社債利息 1,752百万円</p> <p>短期社債利息 794百万円</p>	<p>1.減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 479百万円</p> <p>無形固定資産 1,423百万円</p> <p>2.営業外収益のうち主要なもの</p> <p>受取利息 98百万円</p> <p>3.営業外費用のうち主要なもの</p> <p>支払利息 9,612百万円</p> <p>短期社債利息 1,343百万円</p> <p>4.特別損失のうち主要なもの</p> <p>偶発損失引当金繰入額 77,620百万円</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	3	284	276	11	注1
第十一回第十一 種優先株式	-	31	28	2	注2
合計	3	315	305	14	

注1 増加は自己株式(普通株式)の取得(283千株)及び端株の買取(0千株)によるものであり、減少は自己株式(普通株式)の消却(276千株)及び端株の買増請求に応じたこと(0千株)によるものであります。

2 増加は取得請求によるものであり、減少は自己株式(優先株式)の消却によるものであります。

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	11,335	14	1,960	9,390	注1
第十一回第十一 種優先株式	2,801	317,665	-	320,466	注2
合計	14,136	317,679	1,960	329,856	

注1 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は新株予約権(ストック・オプション)の権利行使(1,954千株)及び単元未満株式の買増請求に応じたこと(6千株)によるものであります。

2 増加は取得請求によるものであります。

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	3	11,620	288	11,335	注1
第十一回第十一 種優先株式	-	2,829	28	2,801	注2
合計	3	14,450	317	14,136	

注1 増加は自己株式(普通株式)の取得(283千株)、端株及び単元未満株式の買取(11千株)並びに端数等無償割当て(11,325千株)によるものであり、減少は自己株式(普通株式)の消却(276千株)並びに端株及び単元未満株式の買増請求に応じたこと(11千株)によるものであります。

2 増加は取得請求(31千株)及び端数等無償割当て(2,798千株)によるものであり、減少は自己株式(優先株式)の消却によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																				
<p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1)リース資産の内容 有形固定資産 車両、器具及び備品であります。</p> <p>(2)リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>		<p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1)リース資産の内容 有形固定資産 車両、器具及び備品であります。</p> <p>(2)リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>																																				
<p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 (借主側)</p> <table data-bbox="159 891 502 996"> <tr><td>1年内</td><td>3,513百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>14,041百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>17,554百万円</td></tr> </table> <p>(貸主側)</p> <table data-bbox="159 1041 502 1135"> <tr><td>1年内</td><td>1,769百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>7,076百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8,845百万円</td></tr> </table>	1年内	3,513百万円	1年超	14,041百万円	合計	17,554百万円	1年内	1,769百万円	1年超	7,076百万円	合計	8,845百万円	<p>オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 (借主側)</p> <table data-bbox="590 891 933 996"> <tr><td>1年内</td><td>3,518百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>10,540百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>14,058百万円</td></tr> </table> <p>(貸主側)</p> <table data-bbox="590 1041 933 1135"> <tr><td>1年内</td><td>1,860百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>5,582百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>7,443百万円</td></tr> </table>	1年内	3,518百万円	1年超	10,540百万円	合計	14,058百万円	1年内	1,860百万円	1年超	5,582百万円	合計	7,443百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 (借主側)</p> <table data-bbox="1021 891 1364 996"> <tr><td>1年内</td><td>3,512百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>12,284百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>15,796百万円</td></tr> </table> <p>(貸主側)</p> <table data-bbox="1021 1041 1364 1135"> <tr><td>1年内</td><td>1,860百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>6,512百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8,373百万円</td></tr> </table>	1年内	3,512百万円	1年超	12,284百万円	合計	15,796百万円	1年内	1,860百万円	1年超	6,512百万円	合計	8,373百万円
1年内	3,513百万円																																					
1年超	14,041百万円																																					
合計	17,554百万円																																					
1年内	1,769百万円																																					
1年超	7,076百万円																																					
合計	8,845百万円																																					
1年内	3,518百万円																																					
1年超	10,540百万円																																					
合計	14,058百万円																																					
1年内	1,860百万円																																					
1年超	5,582百万円																																					
合計	7,443百万円																																					
1年内	3,512百万円																																					
1年超	12,284百万円																																					
合計	15,796百万円																																					
1年内	1,860百万円																																					
1年超	6,512百万円																																					
合計	8,373百万円																																					

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成20年9月30日)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	137,171	524,533	387,362

当中間会計期間末(平成21年9月30日)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	137,171	361,450	224,278

前事業年度末(平成21年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	137,171	312,199	175,028

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>当社は、平成21年5月15日に、新株式発行について取締役会決議を行い、新株式に関する発行登録書を関東財務局長に提出しております。発行登録書の概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 募集有価証券の種類 当社普通株式</p> <p>(2) 発行予定期間 発行登録の効力発生日から1年を経過する日まで(平成21年5月23日~平成22年5月22日)</p> <p>(3) 募集方法 一般募集</p> <p>(4) 発行予定額 6,000億円を上限とします。</p> <p>(5) 資金用途 当社の連結子会社への出資に充当する予定です。</p> <p>(6) 引受証券会社(予定) 引受人のうち、主たるものは、みずほ証券株式会社(東京都千代田区大手町一丁目5番1号)、野村證券株式会社(東京都中央区日本橋一丁目9番1号)、JPMorgan証券株式会社(東京都千代田区丸の内二丁目7番3号)及びメリルリンチ日本証券株式会社(東京都中央区日本橋一丁目4番1号)を予定しております。</p>

4【その他】

該当ありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月27日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 直季

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほフィナンシャルグループの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．中間連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松重 忠之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永野 隆一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西田 裕志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほフィナンシャルグループの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．中間連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月27日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 直季

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほフィナンシャルグループの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループの平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松重 忠之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永野 隆一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西田 裕志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほフィナンシャルグループの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループの平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。